

## 足立区教育振興ビジョン(案)に関するパブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について

### 1 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 : 令和元年12月20日(金)から令和2年1月24日(金)まで

(2) 意見提出数 : 30名(186件)

(3) 提出手段

ア 区のホームページの意見受付フォーム(担当課へのメールを含む) 9名

イ 郵送 3名

ウ FAX 18名

(4) 足立区教育振興ビジョンへの反映

ア 反映件数 8件

イ 内容 <該当番号>

① ICT教育について、2つの活動指標(「子どもたちのICT活用」と「プログラミング教育」)を新たに追加 <No.35,36>

② ICT教育における教員研修の具体的な内容の追記 <No.37>

③ 外国語活動アドバイザーの要件および増員予定数の追記 <No.61>

④ 足立はばたき塾の記載内容のうち、「より高いレベルの志望校にチャレンジする」の文言が「高校のランク化、差別化を煽る」との指摘を受け、「将来の夢を実現するために志望校の受験に挑む」に修正 <No.68>

⑤ 「新学習指導要領の実施の記載内容のうち、子どもたちへの効果的な指導の実践事例を提示するという趣旨のため、「周知・徹底を図る」から、「徹底」の文言を削除 <No.79>

⑥ 教育大綱の柱のひとつである「貧困の連鎖を断ち切る教育」の実現に向け、第1章、施策2・4・5に子どもの貧困対策を示す内容の追記 <No.174,175>

### 2 意見の構成

人権教育の推進	1件	小中連携	1件	学校施設等	7件	教育行政	3件
給食	23件	小中一貫教育	2件	教員の働き方改革の推進	9件	子どもの権利条約	1件
学校保健	1件	二期制	1件	教職員	2件	貧困対策	3件
体力向上	3件	教育相談	2件	学校運営	4件	教育施策への提言	1件
学力向上施策	43件	不登校対策	15件	学校図書館	3件	指標	5件
少人数学級	6件	特別支援教育	20件	学校選択	3件	その他	4件
校内OJT	1件	いじめ	3件	貧困対策と就学援助	2件		
新学習指導要領	1件	学校適正規模	15件	体験活動	1件		

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
1 人権教育の推進に関すること	現在の学校は、いじめ・不登校など人権侵害されていることが、たくさんあります。人権に対する学習を日常的にしっかりと行い、様々な問題について「個人の尊厳」の立場から、話し合い、人権感覚が身に付くようにすべきです。	各学校においては、道徳や特別活動等の教育活動全体を通じ、組織的・計画的に人権教育を推進しています。特に道徳では、授業に話し合いの場を取り入れ、子ども達どうしが考えを深め合うことで、心を育てる授業を展開しています。今後もさらに人権教育、心の教育を進めています。
2 給食に関すること	「ひと口目は野菜から」「給食メニューコンクール」「わが家のシェフになろう！」は「総合授業」の中に取り入れ、家庭に押し付けるのではなく、区の予算が少ない。健やかな体の育成を図るなら、給食食材の給付を増やして食育を推進すべきである。	各校では「食に関する指導の年間計画」を作成し、この計画に基づき全教育活動を通して食育の推進を図っております。総合授業は各校ごとに特色を持つて様々取り組んでいるため、現時点では全校の総合授業の中に取り入れることは難しいと考えております。給食食材の給付につきましては、食育の推進も含め検討し、令和2年度から適正な給食費への改定を予定しております。
3 給食に関すること	足立区が学校にどのような支援を行うつもりなのか、分からぬことに問題があります。成果指標「ご飯みそ汁を自分で作ることができる割合」とあるが、これは本来家庭科の目標です。児童生徒が100%できるようになるために、足立区が家庭科教育にどのような支援を行うつもりなのか示して下さい。	区では、家庭科授業の調理実習で共通して活用できる基礎的な指導案を平成29年12月に作成しました。引き続き、この指導案の活用を家庭科教員と連携を図りながら全校に広め、指標の達成をめざしてまいります。
4 給食に関すること	給食メニューコンクール等、学校によっては自主参加のため参加人数は少ないです。一口目は野菜からと放送等で呼びかけているが、ほとんど聞いていないクラスもあります。担任の給食への意識の変容が必要です。また、一部が参加できるものなく、通年で区で取り組める事項があつたらより食に興味を持つのではないかと思います。	現在、通年で区が取り組んでいるものとしては、ひと口目は野菜から事業がございます。また、給食メニューコンクールの応募がない学校やひと口目は野菜からの取り組みが進んでいない学校には今後直接訪問するなど、全校での実施に向けて働きかけてまいります。
5 給食に関すること	学力向上というが朝ご飯を食べる生活習慣が効果的なことはデータとしてあがっている。学校によって取り組みに差がある。食育の視点での教科の中での充実や、特活、総合でも取り上げられるよう各校に働きかけが必要ではないか。	
6 給食に関すること	おいしいと感じられる感性や知識の習得は生涯にわたって健康に過ごせる食品の選択、生活習慣とともに、自他を思いやる気持ちを育てる。また、食にかかわる様々な仕事があることに気づくことは社会へ目を向けるよい機会にもなるので、食育を給食の時間だけでなく、各教科領域の中で取り扱うと思う。	各校では「食に関する指導の年間計画」を作成し、この計画に基づき全教育活動を通して食育の推進を図っております。優れた取り組みを行っている学校の実践例を年3回開催する食育リーダー研修会等を通して周知し、全小中学校に食育の充実を働きかけてまいります。
7 給食に関すること	給食メニューコンクールは、もっと家庭科や総合・特活で取り組めるよう時間措置をした方が効果的でないか。(学校任せでなく区の施策として)	

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
8 給食に関すること	ひと口目は野菜からは卒業後も持続した習慣とするには給食だけでは不十分で、家庭でも食べる習慣がつくよう、その意義を学習する時間が必要である。普段の食生活の中で何%の子どもが野菜から食べているのかに注目するべきではないか。	ひと口目は野菜からの取り組み実践例を年3回開催する食育リーダー研修会等を通して周知を行い、子どもたちがひと口目は野菜からが習慣付くよう、全小中学校の食育リーダー、栄養士を中心に働きかけてまいります。
9 給食に関すること	世界の料理もいいですが、まずは和食を進めるべきではないですか。	令和元年度は、オリパラ教育の一環として子どもたちに2020年東京オリンピック・パラリンピックへの期待感を高め、そして世界の料理を学ぶ機会として取り組みました。和食についてもしっかり取り組めるよう進めてまいります。
10 給食に関すること	「もりもり給食ウィーク」は今すぐ廃止していただきたいです。残飯が多いと栄養士の評価が下がるというのはもってのほかですが、子どもたちにも教員にも食べられる分量があり、バランスよく自分にあった量を残さず食べることが大切だと考えます。	もりもり給食ウィークは年2回、「食べる時間の確保」、「食育指導」の取り組みを目的に実施しております。今後も各校の食育指導の中で、バランスよく自分にあった量を残さず食べることが大切ということをしっかりと伝えていくよう、食育リーダーや栄養士を中心に働きかけてまいります。
11 給食に関すること	学習指導要領が新しくなり、食育がすべての教科のなかで取り扱うようたわれている。食育は、知育・德育・体育すべての教育の根本である。せっかく小中連携の機会があるので、学力向上のためにも、9年間を見通した食育の研究をすすめてほしい(食育の視点により各教科単元のねらいを達成するための子どもたちの理解力と興味関心を高めることができます)。	小学校長会、中学校長会等と協議を重ねながら、小・中連携教育事業において、小・中学校合同での研修や授業交流などにより、食育に関する研修や授業実践の充実を図ってまいります。
12 給食に関すること	体力向上のための食生活について学校でもっと着手すべきではないか。	学校では、体育・保健体育科や特別活動(学級活動)等を通して、体力向上と食生活との関係について学習しております。これからも教員と学校栄養士が連携し、授業改善に努めてまいります。
13 給食に関すること	安全性の確保(国産・品質)、季節感のある食材、家庭で得られない幅広い食材を使用するには限界だと感じているため、給食費を適正な価格に値上げしてほしい。	現状の給食費では、安価な食材を選ぶことが多くなってしまうことや、季節ごとの旬な食材を十分に使えていないことは区としても認識しております。令和2年度から適正な給食費への改定を予定しております。
14 給食に関すること	持続可能な社会の形成のためにも地産地消を進めたいところだが、給食費の関係で海外の安いものに頼らざるをえないことがあるため、SDG'sの観点からも、給食の食材選定にしっかりと責任の持てるだけの予算をつけてほしい。	現状の給食費では、安価な食材を選ぶことが多くなってしまうことは区としても認識しております。地産地消の取り組みを進められるよう、令和2年度から適正な給食費への改定を予定しております。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
15 給食に関すること	給食時間だけでは十分な食育ができていない。食育のための時間確保や予算をつけてほしい。	各校では「食に関する指導の年間計画」を作成し、この計画に基づき全教育活動を通して食育の推進を図っており、そのため時間確保や予算についても引き続き各校ごとに行ってまいります。また、優れた取り組みを行っている学校の実践例を年3回開催する食育リーダー研修会等を通して周知し、全小中学校に食育の充実を働きかけてまいります。
16 給食に関すること	残留農薬が心配なので給食で使用しているパンの検査をしてほしい。	パンに使われる輸入小麦においては、農林水産省等が残留農薬の検査を行っております。 また、厚生労働省では、食品衛生法に基づき農薬の残留基準を設定しており、残留基準を超える食品の流通は禁止されていることからも、健康への悪影響が生じないことが確保されております。 更には、学校給食のパンに使われる小麦を取り扱う東京都学校給食会で、定期的な自主検査も行っております。 このような状況からも安全性は確保されているため、学校給食で使用しているパンの検査を区が行う考えはありません。
17 給食に関すること	中学校の給食の食器を4種類にしてほしい。学校によっては、パンをおわんのような器にいれるしかなく、食育以前の状況もみられます。	区としては、衛生面を最優先し、すべての食器とお盆が熱風消毒保管庫により乾燥・消毒・保管が徹底されることを第一に考えております。 そのため、新たな食器の追加や変更を行うことは、熱風消毒保管庫の容量からも、現時点では困難と考えております。 しかし、各学校で献立が異なることから、使用したい食器にも様々な意見があることは区でも認識しております。 献立の組み合わせで3種類の食器にパンがのらない場合は、食器と同様に消毒・保管がされているお盆にパンを直接置いています。
18 給食に関すること	食器にアルマイト皿を使用しているところや、パンがお盆に直置きのところがあるが、ペットでさえ陶器の器をつかっているのに、なぜそのような材質の食器を使わされているのか。おいしい給食には見た目も大切だと思います。	今後は、すべての学校で衛生面においても安全に対応できることを前提としたうえで、新たな食器の追加や変更の可能性について、学校とともに慎重に検討してまいります。 なお、児童・生徒数が大幅に増加した一部の学校では、週2回程度使用する小皿が熱風消毒保管庫に入りきらないため、その代わりに厚みがないアルマイト皿をやむを得ず使用しております。改築等の際には、熱風消毒保管庫の容量等の課題について解消してまいります。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
19 給食に関すること	給食時に黙って食べるという指導をしている学校があるが、この時間はこれから社会を生き抜くために必要不可欠なコミュニケーション能力を育てる貴重な場である。給食は楽しくおしゃべりしながら食べる時間にはならないでしょうか。	給食時のルールについては、各学校、学級の実態に応じたものとなっております。その中で給食をしっかり食べることを目的として黙って食べる時間を設けている学級があることは承知しております。引き続き、子供たちにとって給食が楽しいものであるよう、給食時の学級の雰囲気づくり等について伝えてまいります。
20 給食に関すること	むし歯予防や肥満予防のためにはよく噛んで食べることが大切だと分かっているながら、給食の喫食時間は短い。準備を早くすれば良いと言うが、そもそも喫食時間の設定が15分というのはいかがなものか。一口30回噛もうという指導がなされているのか。また、準備が遅れ15分確保できないときの対応はどうなっているのか。早食いの習慣をつけているのは問題でないか。	喫食時間は、学校生活の1日の時程や給食時間内の準備、片付けに要する時間などを考慮し、子供たちにとって無理のないよう設定しております。 引き続き、始業、終業時刻の徹底や、スムーズな準備などを行い、定められた喫食時間を確保できるよう、各学校に指導してまいります。
21 給食に関すること	むし歯予防や子どもたちの健康に暮らしていくための食習慣の形成にはよく噛んで食べることが大切なに喫食時間が15分、20分は短い(同様のご意見を外1件いただきました)。	
22 給食に関すること	おかわりする時間がない(残菜を出すなど言いながら、時間が無くてたくさん残ることがある)。	喫食時間は、学校生活の1日の時程や給食時間内の準備、片付けに要する時間などを考慮し、子どもたちにとって無理のないよう設定しております。引き続き、スムーズな給食準備などを行い、定められた喫食時間を確保できるよう、各学校の食育リーダーや栄養士を中心に働きかけてまいります。
23 給食に関すること	全校同じ水準の食育が受けられるよう非常勤であっても勤務時間・勤務内容の見直しが必要ではないか。また、非常勤の勤務内容を見直せないのであれば、食育リーダーが他校で栄養士が専門職として実施している食育の内容を代行できるよう研修制度を設けるべきではないか。	区では、学校栄養士だけでなく、食育リーダーが中心となって各校の食育を進めているため、非常勤栄養士の勤務時間・勤務内容の見直しについては現在考えておりません。また、優れた取り組みを行っている学校の実践例を年3回開催する食育リーダー研修会等を通して周知し、全小中学校に食育の充実を働きかけてまいります。
24 給食に関すること	調理に幅が広がり、子どもたちがさまざまな料理に触れられる機会が増え、温度管理がしやすくなり衛生面もよくなることから、スチームコンベクションオーブンの導入を検討して頂きたいです。	スチームコンベクションオーブンは調理の利便性が向上しますが、既存の給食調理室に導入するためには給排水設備や電気設備の改修工事が必要となりますので、当面は、改築等がある学校にスチームコンベクションオーブンの導入を進めてまいります。
25 学校保健に関すること	活動指標の「給食後の歯みがきを実施する小中学校の割合」について、歯みがきの時間確保に対して生活時程の何を削ればよいのか示してください。パワーアップタイム30分間の確保のため昼休み、朝の準備の時間をそれぞれ5分カットしました。また、水道場の数も少なく給食後に歯みがきとなると混雑が予想されるため、水道場の増設を行ってください。	時間の確保については、学校の状況に合わせて創意工夫を図るようお願いしております。 水道場の増設については、自席で歯みがきを行い、口をすぐ時だけ水道場やトイレの手洗い場を使用するなどにより、実施できている学校もあるため、考えております。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
26 体力向上 に関するこ と	長なわ短なわチャレンジの実施校の割合(目標値100%)について、これをすべての学校に強制するのであれば区は児童の生活の何を削るつもりなのか示してください。各校の自主的な取り組みとして実施するのは分かりますが、休み時間、学級の自主的な時間を奪うので全ての学校に強制するのは問題です。	<p>長なわ短なわチャレンジは、任意参加であり、すべての学校に強制しているものではありません。短なわチャレンジは、学校だけではなく、家庭や放課後の遊びの中で自主的に取り組めるようになっています。また、長なわチャレンジも各学校、学級が体力向上に向けた目標もって実施することができる取り組みの一つとして紹介しています。</p> <p>教育委員会としては①学校や児童・生徒に負担のかかるものではなく、かつ体力向上に有効なこと、②平成30年度で95%以上の学校が取り組むことができることから、全校に取り組んでいただきたいものと考え、令和6年度の目標値を100%と設定しております。</p> <p>いずれの取り組みも学校からは、子どもたちの体力向上を図るための方策として好意的な意見をいただいていると認識しています。</p>
27 体力向上 に関するこ と	成果指標であるボール投げの平均値について、足立区は学校教育の中どのように平均値を上げるために支援を行うつもりなのか示すとともに、何を削ればよいのかを示してください。現在の授業では授業時数確保、授業内容の多さに加え、学力向上でこれ以上の取り組みを増やすことは無理です。休み時間に体育部の教員を中心に様々なボール投げの取り組みを行いましたが、準備等にかかる手間の多さで、働き方改革に反しています。また、児童の自由な余暇であるはずの休み時間を奪っています。	<p>教育委員会は、投力向上に向けて先進的な取り組みを実施している区立小中学校の実践例等を全校に周知しています。また、本年度より、投力向上研修会を開催し、体力調査の結果を活用した指導改善についての指導・助言も行っています。</p> <p>多くの子どもたちと教員が無理なく投力向上の取り組みを実践できるよう、各校が共通して実践できる取り組みの開発等を行っていきます。</p>
28 体力向上 に関するこ と	5時間目をスムーズに始めるために昼休みも校舎内に閉じ込め、外で遊ばせない学校がある。体力や体を動かす習慣をつけるには学校生活の中で体を動かす機会を設けることが大切だと思う。遊び場も息つく場も奪われる子どもの人権をどう思っているのか。息抜きの場を奪って学力があがるのか。	<p>体育・保健体育の授業や休み時間などで子どもたちが十分に体を動かす機会があることは、体力向上において重要であると認識しております。</p> <p>昼休み等に子供たちが校庭などで十分に体を動かすことができる時間を確保できるよう、各学校に対して指導・助言を行っていきます。</p>
29 学力向上 施策に関 すること	教育は、人間である教師が教えるものであり、その方の一番得意な方法などが、一番生徒の心に響くものです。足立スタンダードなど、一定の形を強調すると、これが失われる。自由なのびのびとした授業が困難になる。昔から、多くの学者・民間教育団体などが教育方法などを研究し、各教員は一番適したものを使いつぶして成長するものです。	<p>足立スタンダードは、今求められているアクティブ・ラーニングを踏まえた授業の基本的な形を明らかにすることで、教員の経験値や得手・不得手に関わらず、児童・生徒にとってわかりやすく参加しやすい授業を展開してもらうことをねらいとしています。</p>
30 学力向上 施策に関 すること	「足立スタンダード」に基づいた授業実践については、世界の流れから逆行している。	<p>その一方、教員が自らの授業力向上のために研究を重ねることは重要であり、その成果を足立スタンダードに基づく授業に反映させ、さらに質の高い授業をつくりたいと考えています。</p>
31 学力向上 施策に関 すること	足立スタンダードは、一つの方法として存在しても、それを全ての学校に押し付けるのはやめ、それぞれの教員の創意・工夫が生かされるようにします。	

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
32 学力向上施策に関すること	区独自の学力テストだが、その点数を上げるために、過去問を繰り返し各学校でやっている。これはあくまでも「テスト対策」であり、真の学力向上ではない。また、今年はテスト会社が変わり、大混乱があったと聞きます。テスト結果が学校の予算配分や、教職員の締め付けなどに使われるしたら、もっと問題です。区の学力テストは直ちにやめてください。	足立区学力調査は、児童・生徒の学習定着状況を調査することで、学力の身についていない部分を把握するために必要な調査です。調査結果を分析し、個に応じた指導と教員の授業改善につなげており、学力の定着に徐々に成果があらわれています。今後も適切に実施していきます。
33 学力向上施策に関すること	デジタル機器の多用は児童の視力の低下をもたらします。家庭でもスマート、ゲーム等で目を酷使しており、学校での使用は必要最小限度にしたいだきたい。	ICT機器の使用時間と学習効果は比例するものではありませんので、ICT機器をすべての授業で使用するのではなく、最適かつ効果的な授業・場面で使用してまいります。
34 学力向上施策に関すること	40人近くの児童・生徒がいる学級では、後方からはディスプレイが見えづらいとの声が多く聞かれる。わかりやすい授業のためにはもう少し大型のディスプレイが必要である。	今回のICT整備では、約2,300台の大型ディスプレイを予算内で同時調達する必要があり、また各教室の広さを考慮した結果、現在のサイズのディスプレイを導入いたしました。 画面の拡大機能等を活用し、後ろの席のこどもたちにも見やすいうように提示してまいります。 また、次の機器更新の際には、より大きいサイズのディスプレイの導入を検討いたします。
35 学力向上施策に関すること	ICTの活用について先生についての基準はあるが子どもたちの活用に触れられていない。具体的な指標を設けるべき。	児童・生徒のICTの活用については、各校に示す「足立教育ICTガイド」の中で、小学校1年生から中学校3年生まで、ICT機器やソフトを活用したプレゼンテーション、キーボード操作や情報モラル等について活用の目安を提示しています。また、これまでの各学校の実践事例も紹介し、様々な活用方法を示しています。 なお、児童・生徒のICTの活用については、本計画に活動指標「児童・生徒用タブレット端末を使用して授業を実施した教員の割合」を追加いたします。
36 学力向上施策に関すること	プログラミング教育についての具体的な記述が無い、こちらについても指標を設けるべき。	来年度から小学校で始まるプログラミング教育について学習指導要領では、5年生の算数や6年生の理科等に事例が示されております。プログラミングを体験することで、授業のねらいやプログラミング的思考を育成できる場面での指導が行われます。 指標については、平成30年9月に策定した「足立区ICT教育推進の基本方針」の中に活動指標「プログラミング教育の実施回数」を設けておりますので、本計画に追加いたします。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
37 学力向上施策に関すること	文部科学省の上記についての2020年からの指導要領の変更はSociety5.0の時代に立ち向かうためのITリテラシーを身につけることが目的です。その意味で上記を踏み込んだ形で具体施策とすべき。	ご意見のとおり、学習指導要領に記載されているICT機器操作や情報モラル教育、プログラミング教育等に着実に取り組んでいきます。 まずはICT環境を整えた上で、時代や区の実情に即した教員研修を通じて教員の指導力を高め、児童・生徒の情報活用能力の育成に努めていきます。 本計画においては、上記内容を踏まえた形で修正いたします。
38 学力向上施策に関すること	ビジョン策定と同タイミングでGIGAスクール構想が発表されています。夢の1人1台が国からサポートされます。ぜひ取り込んだ形で活用のプランを盛り込んでください。	1/27現在、GIGAスクール構想の国庫補助要綱が未公表のため、詳細要件が不明です。 現時点で判明している概要では、数十億円の区費負担が発生する見込みのため、要綱の内容を確認した上で、方針を検討してまいります。
39 学力向上施策に関すること	先進自治体との教員派遣交流は良いと思うが、派遣中は人手不足となり子どもたちによる教育が提供できない懸念があるため、派遣交流指定校の教員の増員を検討し、対応を考える必要があると思う(同様のご意見を外1件いただきました)。	教員を派遣する学校において、教員不在により補教体制が必要になる等の課題はありますが、その後の校内還元のメリットの方が大きいと考えています。 令和元年度は、授業のない夏季休業期間中に教員を派遣しました。今後も学校への負担を考慮しながら派遣時期等事業内容を精査していきます。
40 学力向上施策に関すること	「学校の授業はわかる」という設問だが、中学校は教科担任制であるため、一教科でもわからない教科があると、これに肯定的な回答はしないのではないか。	ご意見のとおり、一教科でもわからない教科があれば肯定的に回答されない傾向はありますが、その教科をそのまま放置することもできません。全ての教科でわかる授業が実践されることをめざして授業改善に取り組んでいきます。
41 学力向上施策に関すること	現在の足立区の学力向上政策は、テストの点数にこだわり、子どもたちのやる気を奪っている。学力テストの過去問を繰り返しやらせるなどは止め、少人数学級でわかりやすい授業ができる環境にしてほしい。	学力調査は、過去問の繰り返しや点数競争ではなく、児童・生徒の学習定着状況を調査することで、学力の身についていない部分を把握するために実施しています。これらの調査結果を分析・活用することにより、足立スタンダードに基づいたわかりやすく、学習意欲を喚起する授業の実践につなげています。 また、都の教員定数加配制度を活用しながら、少人数指導によるわかりやすい授業の環境づくりに努めています。
42 学力向上施策に関すること	「学力調査」関連ですが、小中学校の学力向上策が、学力調査の点数アップに偏り、そのための過去問、宿題、補習など特に授業のまとめ、授業開きの大重要な時期である3月、4月にそれが必要になるため、勉強が嫌いになってしまう生徒が増えてしまうのではないかという懸念があります。	学力調査は、点数競争ではなく、児童・生徒の学習定着状況を調査することで、学力の身についていない部分を把握するために実施しています。4月に実施することで、前年度の学習内容のつまずきを早期に発見し、個に応じた指導と授業改善に生かしています。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
43 学力向上施策に関すること	1月から3月に過去問をやり、4月の直前にも新学年の授業をやらずに過去問をやらせています。教員もテスト後は解答用紙をコピーし、業者も行う採点を行い、SP表の作成、授業改善の書類作成、日々の補習等がある。学力テストに関する作業とテスト対策に費やす時間が子どものやる気を失わせ、学校が楽しくなっています。これに加えて普段の授業の準備、後処理が入り、教員の長時間労働の根源になっています。学力テストをやめれば、授業と子どもに関わる時間が増えます。当面、過去問をやめること(普通の授業が増える)、自校採点をするのをやめるべきです(学校予算を無駄に使っている)。	学力調査は、過去問の繰り返しではなく、児童・生徒の学習定着状況を調査することで、学力の身についていない部分を把握するために必要な調査です。調査結果を分析し、個に応じた指導と教員の授業改善につなげており、基礎学力の定着に徐々に成果があらわれていますので、今後も適切に実施していきます。 なお、これまで学習定着状況を測るために業者テスト(有償)を活用する学校も多くありましたが、そういった目的のために区学力調査問題を校内で活用することは認めています。 学力調査の自校採点については、児童・生徒のつまずきを早期に発見して一日も早く解消するために、校長会の申合せで始まった取り組みであり、教育委員会としても有効な手立てであると認識しています。
44 学力向上施策に関すること	学力は他県との競争ではない。他県の平均正答率の上下によって相対的に足立区の平均正答率との差は変わってくる。足立区の子どもたちの学力をみるための指標としてふさわしくないと考える。	全国学力・学習状況調査における全国平均との差を、学習定着度を測る指標の一つとして使っていますが、それだけではありません。足立区教育振興ビジョンでは、この他に足立区学力調査における通過率(目標値以上の正答があった児童・生徒の割合)も成果指標とするなど、学力調査結果を多角的に評価しています。
45 学力向上施策に関すること	統一のテストを分析しても、地域性や家庭環境など背景にあるものは何も考えられない。やればやるほど、教員がマニュアル化して子どもをどうみどるかの力が弱くなる。	学力調査を通してつまずきを正確に把握することは、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かい支援を可能とする一つの材料であり、教員が指導を行って行く上で必要な要素であると考えます。
46 学力向上施策に関すること	数値目標を上げるために過去問をやっているばかりで、子どもの学力が上がっているかというと疑問である。	学力調査は、児童・生徒の学習定着状況を調査することで、学力の身についていない部分を把握するために実施しています。調査結果を分析し、個に応じた指導と教員の授業改善につなげており、基礎学力の定着に徐々に成果があらわれています。
47 学力向上施策に関すること	学力調査については、授業で過去問を解くなどかなりの授業時数やその印刷、採点にも時間を要している。学力調査結果については、不登校生徒等学力調査未受験者をデータ外とし、通過率が上がったように見えているのではないかとの声もあり、未受験者数の推移も公表してもらえば考察の幅も広がる。学力調査結果の数値の上昇はさらなる考察を要する。また、学力=調査結果なのか、学力とは何かを考える場が必要だと思う。	学力調査は、過去問の繰り返しではなく、児童・生徒の学習定着状況を調査することで、学力の身についていない部分を把握するために実施しています。 不登校・障がい等の理由で特別な配慮の必要な児童・生徒を集計対象外としていますが、プライバシーに抵触するおそれがあるため、未受験者数・集計対象外者数は公表しません。 また、学力調査は学校における教育活動の一側面を測るもので。教育委員会では、学力調査結果だけではなく、学習意識調査から観察できる児童・生徒の自ら学ぶ力や自己肯定感なども分析し、学力を多様な側面から捉えて教育活動に生かしています。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
48 学力向上施策に関すること	平成30年10月の文教委員会で区教委は「区学力調査の業者選定に当たって、足立区の児童生徒が70%程度を取れる業者を選定するつもり」と答弁しています。また、令和元年度の区調査では目標値が前年度に比べ極端に低く設定されており、目標値を操作できるのであれば指標の設定に意味がなく、児童・生徒の本当の学力を測る指標として問題があります。身に付けるべき学力を何にするのか根本から検討すべきです。	目標値はIRT(項目反応理論)を用いた、異なる問題、異なる集団で得られた結果を比較可能とする、統計学的手法によって設定しているため、恣意性が排除されています。 したがって、目標値を超えた児童・生徒の割合である通過率の客観性は信頼に足るものであり、今後も成果指標として活用します。なお、年によって調査問題の難易度が大きく変動している点については、今後の課題として捉え、改善を検討していきます。
49 学力向上施策に関すること	学習状況を分析して個々の学力を上げるという方針はよいと思うが、SP表への記録の打ち込み、分析には時間を要する。教材研究や児童・生徒指導、保護者との連絡、部活動と子どもたちの健やかな成長のためにやることはたくさんあり、何かが疎かになりうる。子どもの成長に関わることを疎かにしたくない教員は長時間労働につながる。学力分析のために一人あたりの持ち時数上限の下方修正の検討が必要である。	児童・生徒一人ひとりに基礎学力を着実に定着させるためには、SP表を作成・分析してつまずきを正確に把握することによる、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かい支援が必要です。 一人あたりの持ち時数上限は東京都で定められており、これを踏まえつつ、区では平成31年2月に策定した「足立区立学校における教員の働き方改革実施方針」にしたがって、教員が子どもと向き合い、より良い授業を行う時間が確保できるよう、継続的に取り組んでいきます。
50 学力向上施策に関すること	学力テストをやめれば、相当の事務量がなくなります。現状でも、区への報告事項を減らす、現場からの要望がない研修などを止めればゆとりが生まれます(同様のご意見を外1件いただきました)。	学力調査は、児童・生徒の学習定着状況を調査することで、学力の身についていない部分を把握するために必要な調査であるため、今後も実施していきます。 なお、教員が子どもと向き合い、より良い授業を行うための時間を確保するため、平成31年2月に「足立区立学校における教員の働き方改革実施方針」を策定しており、今後も継続的に取り組んでいきます。
51 学力向上施策に関すること	学力テストの校内採点やデータ入力は教員にとって負担になっている。他区では業者に任せているときいている。教材研究、授業準備のための時間確保を優先したい(同様のご意見を外1件いただきました)。	足立区学力調査の自校採点は、児童・生徒のつまずきを早期に発見して一日も早く解消するために、校長会の申合せで始まった取り組みであり、教育委員会としても有効な手立てであると認識しています。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
52 学力向上施策に関すること	<p>教育現場では学力テストの点数で確かな学力を図る傾向がつよく、なぜ点数や順位競争になってしまうのか、掘り下げて考える必要があります。</p> <p>「教育の計測できる狭い面だけを強調することにより、身体的、道徳的、市民的、芸術的な発達といった計測しえない、または計測の難しい教育対象から関心が離れてしまい、集団的想像力を危険なほどに狭めてしまった」(OECD教育局次長アンドレアス・シュライヒャー博士のオープンレター)の指摘です。この認識に立った教育行政の見直しがもとめられている。</p> <p>「21世紀型学力、新学力が議論され、アクティブラーニングという新しい考え方も出てきていますが21世紀型学力の肝は何かというと、つまり学校を卒業した以降に職業とか社会に移行することを見通した上での学力の中身を身につけるということです。</p> <p>学力調査に偏重した学校教育を見直し、「学びあい」の教育に転換すべきです。</p>	<p>足立区教育振興ビジョンは、人権意識・道徳心の醸成、地域活動への参加・貢献、社会的自立に必要な力の育成などを掲げ、心身ともに豊かな人間性を育んでいくことを目指しています。</p> <p>学力は教育の重要な要素ですが、学力調査偏重ではなく、様々な体験も含めた教育活動全体を通じて児童・生徒の成長を促し、総合的な人間力を高めていくことを趣旨としています。</p> <p>また、令和元年度足立区学力調査における意識調査では、児童・生徒の間にどの程度学び合いが浸透しているかを把握するため、問題解決型授業による学びの状況や他者理解・協調性に関する設問を新設しました。これらの調査結果をもとに、足立スタンダードに基づいたわかりやすく、関心や意欲を喚起する授業実践に、さらに力を入れ、学び合いの教育を実現していきます。</p>
53 学力向上施策に関すること	総合的な学習の時間の計画的な運用による学力向上が認められているのに、テスト返しや行事等にあてられている学校があるが、これを区は推奨しているのか。区のこうした運用は学力向上につながるのか。また、文科省も認めているところなのか。	学校は、学習指導要領の目標を踏まえ、総合的な学習の時間の全体計画を作成し、それに沿って学校ごとに学習を進めています。テスト返しや行事等が総合的な学習にあてられている場合は、目標を踏まえたものになっているかを確認した上で、適切に指導していきます。
54 学力向上施策に関すること	わかりやすい授業をしている教員に対して、教科指導専門員についてもらうことは、経済的、時間的な両面で非効率でないだろうか。指導案の作成は有意義だが、余裕がない中、教科指導専門員の来校に合わせて指導案を書くことは負担となる。教科指導専門員がつく教員の基準を精選する必要があると考える。	小学校では、経験5年目以下を中心に、中学校では対象教科(国語・数学・英語)の全教員を指導対象としています。足立スタンダードに基づく問題解決型の授業が展開されているかとの視点を中心しながら、教員一人ひとりの実態に即して指導しています。
55 学力向上施策に関すること	教科指導専門員の巡回指導は、現場の教員の負担にならぬように教員の要求に基づいて内容や回数を決めていきます。	今後も教員個々の課題に即して軽重をつけながら、適切な指導・助言を行っていきます。
56 学力向上施策に関すること	教科指導専門員の指導回数の増により他の業務を減らす予定はあるか。教材研究や児童・生徒指導、保護者との連絡、部活動と子どもたちの成長のためにやることはたくさんあり、指導回数の増は何かが疎かになることにつながる。子どもの成長に関わることを疎かにしたくない教員は長時間労働につながる。指導回数を減らし、教科指導専門員の指導力の向上にその分充てるべき。	なお、教科指導専門員の指導力の向上に関しては、全体研修の実施や定期の連絡会を通じて、情報の共有を行っています。
57 学力向上施策に関すること	教科指導専門員でなく、子どもの指導やクラスの指導に関わっていただけた先生を求めています。専門員による指導を受けたり、指導案を検討したりすることは負担です。	児童・生徒一人ひとりに対する学習指導や生徒指導は教員にとり、もっとも大切な職務内容であり、指導案を作成することは、教員として授業を行う上で最も基礎となるものです。教員としての基礎的な資質を高めるためにも、指導案づくりから指導・助言を行っています。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
58 学力向上施策に関すること	教科指導の対象となる教員が教科指導専門員から受けた指導の回数(教員一人あたり)を17.6回/1人→20回/1人に目標を定めているところを考え直してほしいです。教科指導専門員からは授業外のことも相談に乗ってもらいとても助けられた経験もありますが、専門員の指導のある日はそれだけしかできず、仕事が山積みのまま帰った日もありました。回数の増により「わかる授業」「魅力ある授業」ができるようになるとは思いません。「授業を見てもらいたい」と主体的にみてもらうには多すぎます。月1、2回程度にしてほしいです。	指標については、現在の実態を踏まえ、活動量の目安として設定しています。指導の回数を中心とした取り組みではなく、問題解決型の授業が展開されているのかという観点で一人ひとりの教員の実態に即した指導を行っています。
59 学力向上施策に関すること	教科指導専門員から受けた指導回数について、若手教員にとっては月1、2回以上の授業観察、指導があります。準備のために仕方なく15分間で指導案を作ることもある、との職場の声がありました。働き方改革に反しており、短時間での準備よりも、じっくり教材研究をして授業観察に臨みたいと願っております。この数値目標の設定は無理です。	働き方改革は、子どもと向き合う時間、適切な授業を行うために必要な時間を確保するためのものであり、授業準備に必要な時間を確保することもその目的のひとつです。 なお、教材研究も含めて指導・助言を行っており、また、通常指導案は簡略なもので差し支えないものとしていますので、過度な負担になるものではないと考えています。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
60 学力向上施策に関すること	英語力を上げさせるために、学校にはネイティブの教員を必ず配置した方が良い。英語を話したいと思うきっかけに「外国人と話してみたい」という気持ちは大きいと思います。日本人の発音では不十分だといえると思います。	<p>ネイティブ・スピーカーを活用し、外国語を用いてのコミュニケーションや音声・リズムに慣れ親しむことは望ましいと考えますが、小学校外国語・外国語活動では、学級担任が授業を行います。このため区では、日本語での意思疎通が困難であるALT(ネイティブの外国語指導助手)ではなく、日本語を解すると共に、英語が堪能な外国語活動アドバイザーを学校に派遣し、授業を支援しています。</p> <p>なお、ネイティブとの関わりでは、ネイティブ・スピーカーの流暢な音声を聞かせるためのICT環境の充実や英語教育に関する連携協定を締結している明海大学との連携事業で留学生との交流を進めているなど、今後も充実していくと考えています。</p>
61 学力向上施策に関すること	11,384時間の時数増加ということだが、アドバイザーは何名の増員を考えているのか。また、アドバイザーはどのような人がなることを想定していて、その人員確保の目処は立っているのか。増員数とどのような人がアドバイザーとなるのかを明記してほしい。	<p>外国語活動アドバイザーは今後に向け、39名までの増員を考えています。区のホームページや広報紙の活用ほか、現在は小学校英語指導者資格認定団体のホームページに区の募集案内を掲載することで、申込みに一定の成果が得られるようになり、今後も工夫を講じながら人材確保に取り組んでまいります。</p> <p>なお、外国語活動アドバイザーには、学習指導要領に基づく外国語活動の指導ができる英語力(下記※参照)、学級担任と一緒に授業を行いながら、カリキュラムの作成及び授業の運営について助言ができる知識・経験がある方を想定しています。</p> <p>※ア.実用英語技能検定準1級以上、      イ.TOEIC730点以上      ウ.上記と同程度の技能を有する方      (J-SHINE資格や英語の教員免許等)      また、上記アドバイザーの要件及び増員予定数については、本計画に追記します。</p>
62 学力向上施策に関すること	副担任講師、外国語アドバイザーなどは倍加して配置すべきです。新任教員についても、教科指導専門員の巡回指導をふやすより、教員不足を解消することが第一義的課題であり、その上で、学校内でOJTが充分に行えるようにすること。	<p>副担任講師の配置については、すでに各校に少人数・習熟度別指導のために教員の加配配置が実施されており、制度の復活は考えていません。外国語活動アドバイザーについては、学級担任が安心して英語の授業に取り組むためにも定員を充足していく必要を認識しています。</p> <p>教員の増員について、今後も引き続き都教委に要望していくとともに、校内のOJTの充実を考えていきます。あわせて、校内でのOJTをより円滑に進めるために指導力・経験のある教科指導専門員を派遣しています。</p>

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
63 学力向上施策に関すること	そだち指導員にしても夏休みの特別補習にても、学力が著しく低い子は対象外となっているのはとても悲しく思う。	<p>そだち指導は、個別のつまずきを早期に解消するための取り組みです。より学力に課題のある子どもは、つまずきが広範囲に及ぶことが考えられ、個別指導期間の長期化とともに、抜き出した授業内容の理解にも支障をきたすため、一定期間で効果的につまずきを解消する仕組みであるそだち指導にはなじみません。そのため、そだち指導においては学習定着状況に一定の基準を設け対象児童の選出を行っています。</p> <p>こうした取り組みを通じて、学校を支援することで、より学力に課題のある子どもには、教員が寄り添い指導できる体制構築に繋げるなど、教育委員会と学校で役割分担を図りながら、基礎学力の定着を目指していきます。</p>
64 学力向上施策に関すること	中1夏季勉強合宿参加者は、1週間自由な時間が短くなるので夏休みの宿題をやりきれない生徒が多い。また、教員も教材研究や行事の準備、成績処理等やらないとならないが長時間拘束されるのではどちらない。また、合宿での指導と学校での指導とに大きな差はない。数学の問題を解くには少ない時間でも毎日積み重ねることが大切である。合宿の費用対効果は悪い。	<p>小学校算数の基礎的な学習内容の定着が不十分で中学校の数学の学習に支障をきたすと考えられる生徒を対象に、4泊5日の合宿を行っています。参加者の意識調査では「数学が合宿前より好きになった」と肯定的に回答した生徒の割合が、事前の28%から76%へと大幅に増加したことや、勉強の仕方がわかった(96%)、合宿に参加してよかったです(94%)、合宿前よりもわかるようになった(98%)、等の成果が見られます。</p> <p>また、合宿後も各学校で補習等を継続していますが、区学力調査で同程度の結果だった生徒と比べ、合宿参加者は、合宿後の学力が一定程度維持できている状況も見られ、参加生徒にとって、自信をもつこと、その後のやる気の維持に繋がっている事業であると捉えています。</p>
65 学力向上施策に関すること	「中1夏季勉強合宿」ですが、引率教員にとっても生徒にとっても負担が大きすぎると思います。区費も多くかかっていると思いますが、それに参加した時には、わかるようになったはずだということでかえって安心してしまい、その後の継続的な学力向上につながりません。見直す時期ではないでしょうか。	
66 学力向上施策に関すること	学力は短時間の取り組みで身につくものではないため、中1夏季勉強合宿を企画して教員や生徒に無駄で労力の多い取り組みを強制するのではなく、日々の学校生活をどのように落ちついて学習できるような環境にするか、支援を考えてください。	
67 学力向上施策に関すること	施策2-戦略2の「何とか教室、講座」などの施策を民間教育産業にゆだねることをやめて教員の力量を高めることに重点を置きます。	<p>民間教育事業者への委託事業は、学校における補習体制のほかに活用できるメニューとして提供し、校内体制を支援することで児童・生徒の基礎学力の定着を引き続き図っていきます。</p> <p>加えて、学校長の授業観察や教科指導専門員の指導・助言、教員派遣交流の成果普及等を通じて、授業改善やきめ細かい指導の充実を図り、教員の授業力向上にもつなげていきます。</p>

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
68 学力向上施策に関すること	「より高いレベルの志望校」という文言がありますが、高校のランク化、差別化を煽るような文言は控えていただきたい。教育関係者の使うべき文言ではありません。	足立はばたき塾では、将来の夢や希望を持った生徒が高い目標を実現させることを支援しています。高校のランク化、差別化を煽る意図はありません。しかし、誤解を招きかねない表現であるため、「より高いレベルの志望校にチャレンジする」を「将来の夢を実現するために志望校の受験に挑む」に改めます。
69 学力向上施策に関すること	“はばたき塾受講者が第一志望の高校に進学した生徒の割合を増やす”という目標は、これの達成のために志望校を変更させたり、受講生の数を絞ったり、合格しなさそうな子を受け入れなかつたりすることに繋がりうる。目標のためにいかに努力ができたか、たとえ第二志望であっても進学後にもどれだけ意欲を持って努力を重ねられるかが大切ではないか。よって、努力をサポートするという意味で、はばたき塾に通える生徒を増やすことを目標とすべきなのではないか。	生徒が志望する高校への進学が、将来の夢を叶える後押しとなると考えられるため、第一志望の高校へ進学した割合を成果指標としています。指標の達成のために志望変更を促すなどの働きかけはしていません。 また、足立はばたき塾では目標に向かって努力することの大切さを提唱し、生徒の意欲を高めています。さらに将来に渡る努力の継続も呼びかけており、追跡調査によって高校進学後の頑張りも見守っています。 教員の授業力向上や個に応じたきめ細かい指導等によって、学力向上と学習意欲の喚起を図ることにより、はばたき塾の求める目標を持った生徒を一人でも多く増やせるよう、取り組んでいきます。
70 学力向上施策に関すること	「足立はばたき塾」ですが参加資格のために無理して志望校を決めてしまうが、志望校を受験直前に変えることは難しく、はばたき塾の趣旨からも外れてしまうのを恐れ、合格が難しい志望校を受け、受験に失敗してしまう生徒がこれまで複数いました。より高いレベルの志望校を、という趣旨で募集するのではなく、幅広く募集し、自信をもたせるような指導をしていただきたいと思います。	出願校は、押し付けではなく、本人の希望や志を踏まえると共に在籍校とも連携して本人にとって最良の選択になるよう努めています。 今後も民間教育事業者ならではの強みを生かし、高い目標に向けた学習機会を提供していきます。
71 学力向上施策に関すること	学習環境整備支援の活動指標について、基準年度22.6%は何を示すのかが分からぬためもう少し説明してほしい。 また、目標値の30%について、生活保護世帯が増えるからということであれば、目標値を設定する必要はないのではないか。生活保護世帯の内、ということであれば、30%という目標設定は低すぎるのではないか。	生活保護受給者は開始・廃止があり流動的であるため、4月1日時点の子どもの数を、便宜上、分母としています。分子については、年度内に事業を活用した人数としており、上記を用いて利用率を算定しています。 一般世帯の通塾率が約40%で、生活保護を受給している子どもについては約20%であるため、段階的な目標として30%を設定しています。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
72 少人数学級に関すること	様々な生徒がいるため、先生の目が行き届くよう、40人学級ではなく、35人、30人、25人へと、区の財政を使っても、或いは、都に対してきちんと要望すべき。教職員は多忙であり、仕事量を減らすためにも、教職員を増やしてください。	
73 少人数学級に関すること	少人数教育にかじを切り、教育の質の向上を図るべき。	
74 少人数学級に関すること	1、2年だけでなく全学年を35人以下学級にしてください。	
75 少人数学級に関すること	現在小学校は1、2年生、中学校は1年生まではひとクラス35人以下となっていますが、これを全学年、20～25人以下の少人数にしてほしい。少人数学級に伴い、正規教員の人数を増やしてほしい。時間講師や非常勤では現場の負担軽減にならない(同様のご意見を外1件いただきました)。	現在、小学校1・2年生および中学校1年生が35人学級となっているほか、少人数指導のために都の加配教員が配置されています。 また、より一層、子どもたちへきめ細かい指導ができるように区独自で学習支援員、生活指導員などの非常勤職員を学校に配置しています。 少人数学級の拡大や教員の増員について、今後も引き続き都教委に要望していくことはもとより、区として何ができるのかについてもさらなる方策を考えてまいります。
76 少人数学級に関すること	いじめや登校拒否が多くなっていると聞きます。少人数学級で一人ひとりに目の行き届く教育が出来るようによろしくお願い致します。	
77 少人数学級に関すること	学力向上のために授業力向上が第一にあげられていますが、学校現場の忙しさは大変なものです。その中でも、先生方はよく努力なさっていると思いますが、心身ともに疲れているのではないかと心配です。学力向上、そして子どもたちが笑顔で通う学校にするには、子どもたち一人ひとりが大切にされる学級が求められるのではないでしょうか。足立区は国の学力調査で上位の秋田県に先生を派遣してスタンダードを取り入れていますが、秋田県で行われている少人数学級も学ぶべきだと思います。区独自で30人学級を実施して、きめ細やかな指導をすることが学力向上への近道ではないでしょうか。	
78 校内OJTに関すること	校内OJTは授業力・指導力の育成・向上のためには必要不可欠で、研修よりも効率的だが、多くの施策による現場への締め付けにより限界がある。よって、施策のスリム化の検討をお願いしたい。	教員の指導力向上については重要な課題であると考えており、それには校内OJTが有効であるとの認識から、それを補うために教科指導専門員の派遣なども行っています。今後も知徳体のバランスの取れた学校教育をめざし、学校の実態に即した教育施策を実施していきたいと考えています。
79 新学習指導要領に関すること	「効果的な指導の実践事例等を通じて、周知、徹底を図る」というが、児童の実態は様々であり、一人ひとりの発達要求に合わせた指導でないと逆効果になります。周知し、参考にすることは良いと思うが、徹底するというのは圧力を感じさせる文言であり削除してほしい。	子どもたちへの指導は、目の前にいる児童・生徒の発達に即したものなくてはいけないと考えます。あくまでも効果的な指導の事例として提示するものでの、「徹底」の文言を削除します。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
80 小中連携 に関するこ と	小中連携は、一定の成果を上げているのでこれを中止し、小学校、中学校とそれぞれの課題に専念できるようにします。	平成19年の学校教育法の改正において、小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設されました。また、その後文部科学省が発行した現行学習指導要領では、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられています。 このような状況がある中、小学校と中学校が共に学習指導や生徒指導において協力し合い、責任を共有して目的を達成することが求められます。双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組むことは、引き続き大切なことであると捉えています。
81 小中一貫 教育に関 すること	小中一貫教育は、小学生の成長発達上、多くの問題が指摘されています。学校運営上も規模が大きくなり、きめ細かい打ち合わせができませんし、子どもへの影響も出ているため、小学校、中学校とそれぞれに戻します。	小中一貫校では、義務教育9年間を通して発達段階に応じた指導を行っており、平成27年度足立区教育委員会事務の点検・評価において、一定の評価を得ています。学校規模や施設分離等の課題はありますが、学校運営に工夫を加えながら、子どもたちが意欲的に学校生活に送れるよう、今後も小中一貫教育を実施していきます。
82 小中一貫 教育に関 すること	小中一貫教育では、4年生の負担が重すぎる。6年生の卒業や中学入学を境に成長する機会も失われ、効果的とはいえない。特に新田学園は児童数が多くなるため、教員の負担が重く、子どもたちへのサポートが十分にできない。	小中一貫校は、義務教育9年間を、Ⅰ期(4年間)、Ⅱ期(3年間)、Ⅲ期(2年間)のまとまりとして分け、発達段階に応じた指導を行っています。その中で、4年生は、Ⅰ期の最高学年としての自覚と責任ある行動が必要なことから様々な役割を担っていますが、子ども達の過度な負担とならないよう、小中一貫校に対して指導・助言をおこなっていきます。 また、新田学園については、大規模校としてのデメリットを抑えつつ、メリットを最大限に活かせるよう、今後も支援していきます。
83 2学期制に 関すること	2学期制はリズムが悪すぎます。長期の休みの前にきちんと通知表を子どもたちに渡し、長期の休み中に反省して次また頑張ることが中途半端になつてしまうため、子どもを優先した考えに立ち、3学期制に戻します。	二期制では、始業式・終業式等の行事の回数が減り、授業時間数を確保できるメリットがあります。また、足立区学力調査における個々の学力分析をもとに、補習や個別面談など個に寄り添った指導の充実を図るなど、授業期間と長期休業を一つの流れに位置づけた二期制を効果的に活用した枠組みが定着しており、学力の成果が現れてきているところです。 その一方で、学期の区切りやけじめの意識が希薄になるなどの課題があることも認識しております。 こうした点を踏まえた上で、夏休みの延長による授業時間数の減少や、国の学習指導要領が授業時間数の増加を示す中で、引き続き授業時間を確保する必要があることを勘案し、当面の間は二期制を継続する考えです。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
84 教育相談 に関するこ と	現在の子どもたちは確かに様々な事情・悩み・問題などを抱えている。ならば、教育相談員が各校を回るのではなく、正規で常駐する教育相談員の配置こそ、問題解決の道である。	教育相談員は、学校を巡回しておらず、学校以外にある区内3カ所の教育相談室で相談を受けています。 なお、学校には、同じ心理職であるスクールカウンセラーを週2回配置しており、学校の状況に応じて追加配置も行っています。子どもたちの悩みや心配事の相談を受け、支援を図ることができていることを踏まえ、現時点ではこの体制を継続していくことを考えております。
85 教育相談 に関するこ と	貧困対策ともかかわって、「教育相談体制の充実が急務」とあるが、充実させる施策は何も具体化されていない。特に、P45の目標数値(①教育相談の人数、②SCの相談延べ回数(区SC、都SC合計数)、③SSWによる相談人数)には全く意味がなく、これで政策目標と言えるのか。目標値がH29と比べるとむしろ減少した数値であり、これでは何も新たに取り組まないと宣言しているに等しい。	不登校になっている児童・生徒が一定数いる現状においては、相談を受けることができる人数や回数は指標として意味があると考えております。令和6年度目標値は、平成30年度のみでなく過去数年間の数値を見て決めており、今後は不登校児童生徒数の減少を目指とする中で、件数増加を目指してはいない状況です。 今年度からの取り組みとして、竹の塚教育相談室の新規開設や常勤SSWの新規配置、統括SCの増員による各地区配置などを行っており、今後もより丁寧な相談ができる相談体制の質の充実にも努めています。
86 不登校対 策に関す ること	足立の不登校児数は959人と1,000人近くいる。不登校児の増大は、将来の中高年層の引きこもり(労働人口の不労=国家の損失)につながる予備軍であり、教育委員会の責任は重大である。	不登校問題については、学校に登校している全ての児童・生徒を対象にした未然防止策を講じ、新規の不登校児童・生徒を生まないための取り組みが大切です。すでに不登校状態に陥っている児童・生徒については、その段階に応じて、早期支援や長期化への対応を学校と関係機関で連携して対応を進めています。
87 不登校対 策に関す ること	不登校児は平成24年度から倍増する勢いで約1,000人となっているが、不登校の主たる原因が児童個人の資質、家庭環境によるものではなく、学校に問題があることを示している。多くの児童は学校に不満があつても、その原因是自分にあると思っており、不満があつても学校に行くのは当然のことだと思い込まされている。そのような児童が不登校に陥るのは余程耐え難いことがあるからである。不登校問題はその予備軍も多く、一部の児童の問題ではなく学校全体の問題として取り組んでいただきたい。不登校児の支援に関する取り組みは多いが、学校が問題という視点が欠けており、学校改革の取り組みが不十分である。	児童・生徒の生活の基盤となる学校においては、一般教員には、教育相談コーディネーター研修等を通じて不登校支援の理解促進の意識付けを進めています。また、管理職に対しては、指導主事の学校訪問時等で校内支援体制の整備を指導しながら、不登校児童生徒の支援の在り方などを引き続き周知していきます。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
88 不登校対策に関すること	足立区は2000年頃は全都の中でも不登校率の低い地域でしたが、2010年頃から不登校率がうなぎ登りで1,000人を超えて、学校が子どもたちにとって、「親しみにくく、生きづらい」場所になっているとしか考えられません。これには2000年から始まった足立区の教育改革である「学力向上」と「学校統廃合」が大きく影響していると思います。学校への支援体制としては、SC、SSW、登校サポーターの取り組みを評価しますが、充分なものとして機能し切れていないことが現状です。不登校対策、特別支援対策、いじめ対策として教職員を増やすことが求められます。	区内の不登校率増加の主たる要因が、学力向上と学校統廃合の施策にあるとは考えていませんが、多様な不登校の要因を考慮しながら、不登校率の減少に向けて多角的な対策に取り組んでいきます。 不登校の未然防止や学校復帰支援に加えて、適応指導教室や特例課程教室、居場所を兼ねた学習支援などの学校以外の場での教育機会を増やす施策を推進しています。教職員については、不登校加配教員の配置を引き続き都へ要請していきます。
89 不登校対策に関すること	「魅力的な学校づくり」をうたうなら、「学テ」施策一辺倒の施策を見直すべきです。	不登校の要因の一つである学力不振を解消するためには、学力調査を実施してつまずきを正確に把握することにより、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かい支援を行うことが不可欠です。そのうえで、学力調査一辺倒の施策ではなく、すべての児童・生徒へ寄り添った「居場所づくり」「絆づくり」を進め、安心して登校できる魅力的な学校づくりを実現していきます。
90 不登校対策に関すること	不登校児に対しSC、SSWを派遣するなどの政策は実施しているが、ほとんどが週1～2回の派遣となっている。都内で一番不登校が多い足立区。SC、SSWの常駐、保護者へのケア体制の充実、学校以外に通える居場所づくりの充実など早急に行ってほしい。	SCは全小中学校に週2回配置しており、学校の状況に応じて追加配置も行っています。 SSWは今年度から中学校に加えて小学校への定期巡回も実施しており、この推進のために次年度からは1名増員の予定です。また、保護者へのケアについては、区内3カ所の教育相談室で相談を受けています。 不登校の児童生徒が学校以外に通える居場所としては、現在区内で適応指導教室チャレンジ学級が3カ所、居場所を兼ねた学習支援が2カ所設置しています。さらに、令和2年度は居場所支援の3カ所目の増設に加え、特例課程教室あすテップが区内2カ所で開設します。 区内的学校以外の教育の場は、平成29年度時点では2カ所でしたが、令和2年度には計8カ所と4倍になる予定であり、支援体制の充実を進めています。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
91 不登校対策に関すること	<p>不登校要因は、都や区の指摘にもあるように、本人の「不安」である。つまり、足立区の学校がこの間、子どもたちの「不安」要因を、拡大し続けてきたことが明らかなのです。そこで、学校の「何が子どもたちの不安要因となっているのか」の解明こそが求められます。</p> <p>2012年以降、足立区の特徴は、相対的に得点力の低い学校、教師、子どもに照準を絞った学力向上施策と、教育産業のknow-howを公教育に積極的に取り入れていく。これらのつくりだす学校環境の変化を足立の子どもたちがどう感じといったか、その答えが「不登校の増加」です。</p> <p>区教委は不登校の真の原因を明らかにしながら学校現場への教員の大幅な増員、区独自に35人学級の実施、不登校特例校の設置、特別支援教室、介助員の配置などを早急に実施することです。</p>	<p>勉強が分からぬ児童生徒に対して、基礎的な学力を身に付けさせることは、不登校支援の観点でも重要となります。子どもたちの不安の主たる要因が学力向上指導にあるとは考えていませんが、可能な限り不安要因を分析し、不登校状態に陥らない、または不登校状態から脱却できるような対策を講じていきます。</p> <p>現状、区独自の35人学級の実施は現時点では困難であると考えますが、教員の増員を都教委へ引き続き要望するとともに、不登校特例校の設置、特別支援教室、介助員の配置については、必要な施策を講じています。令和2年度の開設予定である、不登校特例校をめざした「あすテップ」や、特別支援教室の全校設置など、教育の機会をより確保できるように進めています。</p>
92 不登校対策に関すること	<p>不登校対策も必要ですが、「学校に行きたくない」ではなく、「学校に行きたい」となる学校環境、「魅力ある学校づくり」を整えることが大切です。そのためには、</p> <p>① 学力テスト体制の中で、競争を強いられ、勉強が苦手な子は、自信を無くし、他の子もストレスを抱えて、教員も忙しい中で、目が行き届かない。それによって、友達関係がうまくいかず、いじめもでてくる。ここに不登校児が多くでてくる原因が横たわっています。ですから、学力テストをやめ、落ち着いた環境で授業ができ、わからなくても親切に教えてもらい、友達とも仲良く、そしてトラブルがあってもみんなで考えて解決できる時間が需要です。</p> <p>② クラスの児童生徒の数を少人数にし、担任の先生の目が行き届くようにすることです。</p> <p>③ 学校の教師集団が、一人一人が生かされ、協力できるような体制になるようにする。そういう中で相談、支援、研修体制の強化を図るべきです。</p>	<p>魅力ある学校づくりは、不登校対策の未然防止の視点から重要な位置づけとなっています。</p> <p>① 学力調査は、点数競争ではなく、学力の身についていない部分を把握するために実施しています。学力調査結果から個々のつまずきを早期に解消して「わかった」という経験を増やすことで、学ぶ楽しさを感じ、自信をつけさせる魅力ある学校づくりを進めています。したがって、今後も学力調査を適切に実施していきます。</p> <p>また、授業において、子どもたちが教員や友達との対話的な学びの機会を増やし、課題を解決していく力を育んでいきます。</p> <p>② 少人数学級の拡大を都教委に要望するとともに、働き方改革等を通じて、子どもたちへより多くの時間を確保できるような体制づくりを進めています。</p> <p>③ 学校内で教育相談コーディネーターを中心に校内支援員会を定期的に開催し、関係する教員同士で不登校児童・生徒への支援方針が共有できる体制作りを推進するため、教育相談コーディネーター研修や教育相談研修を通じた強化を重ねていきます。</p>

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
93 不登校対策に関すること	現在不登校になっている児童・生徒が安心して居られる場所や通える場所、安心して相談にのれる人など教育相談、SC、SSW、支援員の派遣など本人が安心して過ごせ、自信の回復ができるように連携を強化すべきです。また、クラスの中の受け入れ体制も学校の課題として考え、改善していくようにすべきです。	学校では校内支援員会を中心に、不登校になっている児童・生徒への対応について方針の共有を進めています。校内支援員会にはSCやSSWも可能な限り参加するよう指示しており、教育相談コーディネーターを中心に、校内での受け入れ支援や関係他機関との連携を整える体制作りに努めています。
94 不登校対策に関すること	教員だけでなく保護者もSCがいる日に合わせて相談に来ている。SCは都と区の職員がかわりがわりに来ていただいているため助かっているが、SSWは1人のための部会が終わるとすぐに次の学校へ向かわなければならないため、相談したくてもできない教員もいるのではないかと考えます。そのため、SC、SSWの増員を求めます。週1回、月1回だけではいじめや不登校は解決できません。	SCは全小中学校に週2回配置しており、児童生徒数や不登校数などの学校の状況に応じて追加配置も行っています。SSWは今年度から中学校に加えて小学校への定期巡回も実施しており、この推進のために令和2年度からは1名増員の予定です。 相談の満足度を図る指標は信頼性や妥当性の確保が難しく、現実的な導入ができるかを今後研究していきます。当面は相談人数や回数の今後の推移を見ながら、必要に応じて教育相談員やSC・SSWの人員のさらなる増員も検討していきます。 登校サポーターの増員への工夫についてはNo98にある通りですが、今後区内大学とのより直接的な連携を行い、学生との協創が進められるか検討ていきたいと考えています。
95 不登校対策に関すること	活動指標が相談人数(実数)や回数連携した回数を増加させるとなつていて、人数や回数の増加は困っている人の増加をさせるとともに、「相談してよかったです」と思える人数や回数を増やすべきだと考えます。また、SC、SSWが力を発揮し、有効活用されるあり方(週1回では相談しててもSC、SSWが学級にいない日が多くすぎる)を考えてほしい。そのためには、SC、SSWの増員もお願いしたい。	
96 不登校対策に関すること	区はSSWを増やし、SCを各校に常駐させるべきです。SCによれば不登校児童生徒に対して週1回の訪問では限界がある、といいます。SCの増員、メンタルフレンド、登校サポーターの大幅な増員のための施策を行すべきです。教育系の大学に区の責任で直接依頼し、交通費負担程度は行って、学生ボランティアの名簿の作成を求める。	
97 不登校対策に関すること	カウンセラーの先生を常時配置できるよう正規雇用して下さい。又、カウンセラーの先生が出産の為に退職しなければならない現状を改善して下さい。	区スクールカウンセラーは、妊娠出産休暇、育児休業が取れる体制にあり、退職しなければならない状況にあるとは考えておりません。
98 不登校対策に関すること	不登校児童を増やさないために、登校サポーターを確保してほしい。探すことが困難です。	各校でのお迎え支援や別室登校支援の充実のため、登校サポーターの人員確保は大きな課題と考えています。学区内の地域での人材確保に加えて、平成30年度からは募集チラシの作成や区ホームページでの公募を行いました。 平成31年度は、広報誌やツイッター、フィエスブックでも周知し、事業説明会を西新井・綾瀬・竹の塚の各地区で行い、一定の人員増につながっています。その他、NPO団体や大学への周知も行っており、今後も学校と協力しながら人材確保の工夫を推進していきます。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
99 不登校対策に関すること	個別対応が必要な児童は年々増えています。学習がわからず暴れたり特性によって適応できなかつたりする。その現象面だけを見て支援するのではなく根本の対策にはならない。少人数に分けてしっかり指導できる人をつけてほしい(支援員の派遣)。	個別的な支援や関わりが必要な児童・生徒、またそのような児童・生徒が複数在籍するような学級に対して、教員または心理の視点から授業参加や対人関係などの改善を支援する支援員の派遣を行っており、引き続き推進してまいります。
100 不登校対策に関すること	学校支援員の増員は良いが、申請手続きを簡略化し、早急に配置できるようにして頂きたい。	支援員を派遣して効果のある支援を行うためには、事前に子どもや学級の様子を理解し、実現可能な目的を持って派遣を行う必要があります。支援員の人数に限りがあり、多くの学校がある区の現状では、現行の申請手続きは派遣の是非を判定するために必要最小限なものと認識しておりますが、できる限り迅速な支援員の派遣に努めてまいります。
101 特別支援教育に関すること	<p>特別支援教育では、クラスで「ちょっと気になる子」がどのクラスにもいます。そのことについて全教職員が「気づき、共有する」ことが求められますが、そのためには、</p> <p>① 全教職員が「気づき、どう対処するか」の力量が必要です。その研修と、校内での「共有する」研修会の徹底が重要です。担当者だけでなく、全教職員研修の充実をもっと図るべきです。</p> <p>② ユニバーサル教育では、人間の多様性を認め、一人ひとりの個性と向き合うことができる環境整備と教育が求められます。そういう観点から考えると現在の足立区の学校の適正配置・適正規模の基準では、大きすぎます。1クラスの人数も20人程度にすることが必要です。</p> <p>現在の競争の教育(学力テスト体制)でなく、学習の主体を児童・生徒に変えるという基本的な視点を確立し、環境整備と教育実践が求められます。当面、環境整備と研修をきちんとすべきです。</p> <p>③ 「気づく」「つなぐ」「支える」の連携の強化の基本は、各担任が余裕を持って関わることができるゆとりがないと出来ません。学校の中の無駄な仕事の精選が必須です。</p>	<p>① 特別支援教育の推進については、全教職員の理解が必要であると考えています。特別支援教育研修では、通常学級の担任等を対象とした研修を実施する事で、特別支援学級・特別支援教室の担当教員以外にも広がっていく事を目指していきます。また、管理職向けの研修を通じて、校内研修の実施について促していきます。</p> <p>② ユニバーサル教育では、「先生の関わり」と「伝え方」に視点を置き、どのような児童・生徒にとても分かりやすい授業を教員が展開していくことを目的に進めています。学力調査は、学力の定着度合いを確認するためであり、競争に偏重したものではありません。 今後も学習者(児童・生徒)を主体とし、ユニバーサル教育を実現するための手段でもある「足立スタンダード」を徹底していくとともに、学級環境等の改善の検討と、これらを踏まえた研修を行うことで、教員への理解を促していきます。</p> <p>また、少人数学級の拡大については、都教委へ引き続き要望していきます。</p> <p>③ 教育がゆとりを持てるよう、平成31年4月より実施している働き方改革の方策推進により、教員の負担軽減を図っていくことで、教員が「気づき、共有する」環境を整えていきます。</p>

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
102 特別支援教育に関すること	特別支援に関する指針の弱さを以下の点から感じている。①現場任せ②げんきの毎年の人事異動で切れ目だらけ。相談の手続き等全て毎年一からはじめるような状態。③げんきに専門性のある人材を配置してほしい。	① 現場の皆様に多大なご協力をいただきながら、特別支援を推し進めていることは認識しています。今後とも現場との連携をより強化し、支援を進めていきます。 ② 常勤職員の異動については、区人事課の方針に従って進めていますが、引継ぎの徹底を図り、経験値のある職員がフォローするなど、円滑に相談することができる業務体制でしっかりとやっています。 ③ 現在げんきには特別支援教育を担当する指導主事や心理士等を配置しています。また、令和2年度には常勤心理職を増員します。今後とも必要な人材を精査し、専門性が担保できるよう、人事配置への反映を求めていくとともに、相談員の雇用も進めています。
103 特別支援教育に関すること	施策2に「指導経験を備えた教員経験者による指導」とあるが、特別支援学級には専門的な知識を豊富に持った教員がいないことが多いです。区の研修を利用したり、自主的な研修を行っているが、不充分です。各校にベテラン教員を配置することが望ましいが、難しければ巡回形式にしていただきたいです。	区としては、保護者との連携のしやすさや校内の教員同士の連携の強化をより図ることができる体制が特別支援教育を推進する上で効果的であることから、各校に特別支援教室担当の教員を配置する体制を取っています。今後もこの体制を継続していきます。 しかしながら、特別支援教室の担当教員は、初任者も多いため、各校で孤立することはないよう、週に1回ブロック内の教員が情報共有等が図れる「ブロック連絡会」を実施できるようにしています。
104 特別支援教育に関すること	特別支援教室に関わる教員や専門員の研修と交流に力を入れるのは当然のことですが、特別支援教室担当の教員が、最低3年以上は指導を継続できるような校内人事にしてほしいです。専門性の向上が大切だと考えます。同時に管理職のマネジメント研修を強化してください。	特別支援教室の担当教員が3年以上継続できるよう校長会等で伝えていきます。 特別支援教室の担当教職員の専門性向上と管理職のマネジメント力向上を強化するため、研修体制を充実させていきます。令和2年度より、研修の内容を見直し、より実践的な内容についています。
105 特別支援教育に関すること	一人ひとりに応じた教育を特別支援教室で目指すのであれば一人ひとりに専門家によるアセスメントをとってもらえばいいと思います。今は専門的な知識を持っているものがいないので、知識がない状態で「多分〇〇の傾向だから」と思ってやっている形になっているので改善してほしいです。	都の整備計画として、臨床発達心理士等が各校を巡回し、専門的見地から助言等をしています。また、必要に応じて、こども支援センターげんきの統括指導主事や心理士等が積極的に学校を訪問し、教職員に指導・助言しています。
106 特別支援教育に関すること	特別支援学級を増設してください。高野小、東渕江小は30人を超える児童数となっており職員の負担が重すぎます。また、8人定員を6人にするなど、教職員の増員が必要です。	固定学級の増設について、必要とする児童・生徒の人数や地域、時期を予測することは難しい状況です。今後は保護者のニーズを把握する方法を再検討し、適正な就学ができるような特別支援学級を目指していきます。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
107 特別支援教育に関すること	チユーリップシートは全員でなく希望制もしくは保育園等ですすめられた方のみで良いかと思います。	チユーリップシートにつきましては、保護者自らが子どもの情報を把握し、就学先へつなぐツールとして活用していくために改訂しました。 平成19年度より事業実施いたしました就学支援シート(現チユーリップシート)は希望する保護者が記入し提出していましたが、特別支援を必要とする児童の保護者の方からの提出が少ない状況でした。
108 特別支援教育に関すること	チユーリップシートを全保護者へ変更したこと、逆に困っている実態があります。特別支援を必要としていない児童にまで配付する必要はありません。以前のように就学前施設からの情報と保護者の要望を聞き取れる形に戻してほしいです。	平成30年7月に区内全小学校にアンケート調査をした結果、全ての小学校で入学前の就学児童に係る「聞き取り調査」や「面接」「児童の行動観察」など何らかの形で情報収集を行っていました。課題としてあげられている中で「保護者からの意見聴取の機会が少ない」というご意見がありましたので、その機会を得る効果的な手法の一つと考え、上記シートを全家庭に提出していただくことにしました。
109 特別支援教育に関すること	チユーリップシートの提出率が上がったことによって、どの児童の支援を要さなければならないのか逆に不明確になり混乱を招きました。保護者が必要なのであればご自身で書くと思いますし、書いてほしい保護者には教師側から促すといいと思いました。	就学前機関からの情報は提出された「児童要録」や「個別支援計画(園生活支援シート)」の活用、特別支援教育利用児童につきましては「就学相談」の結果なども合わせて活用いただきたいと思います。
110 特別支援教育に関すること	幼保小連携や小中連携の中に授業交流と同時に特別支援に関する情報交流を重点的に取り組んでいく必要があると思います。チユーリップシートや学校生活支援シートの活用が上手くできていないと思います。	幼稚園・保育園から小学校へ、小学校から中学校への移行期のつなぐ支援は重要であると考えています。現在実施している、チユーリップシート・学校生活支援シートの活用については、研修等を通じて案内していきます。
111 特別支援教育に関すること	知的障がいを抱える固定学級の数が、学校現場のニーズに合っていないと思います。令和6年度までに小中合わせてプラス1校は、少ないと思います。知的な遅れがない児童を対象にした特別支援教室(コミュニケーションの教室)がその役割を兼ねている状況が見られます。	固定学級の新設は事前に都との協議が必要である一方、必要とする児童・生徒の人数や地域、時期を予測することは大変難しい状況です。今後はニーズを把握する方策を検討し、適正な就学を目指していきます。
112 特別支援教育に関すること	就学支援委員会の回数、メンバー、内容が見えない中、特別支援教室に措置したい児童の判定が遅く、指導の見通しが立てづらい状況です。迅速な対応ができるようにしてほしいです。	特別支援教室の申込については、児童・生徒と保護者との面談や発達検査の実施等で、一般的に判定までに1~2カ月程度必要になります。 ケースによっては、時間がかかる場合もありますが、できる限り迅速に対応していきます。
113 特別支援教育に関すること	保護者への支援とありますが、げんきの職員は親身になってくれる方も多い中、言ったことをやらないなどの保護者に対しては相談しても学校で、と言わされてしまうこともあります。困っているから相談しているのに学校にまかせるのはどうかと思いました。	個別のケースについてはここで述べることはできませんが、今後も学校とげんきの双方が協力して、保護者に寄り添った相談・支援をしていきます。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
114 特別支援教育に関するご意見	集団適応が苦手な児童、生徒が増えています。介助員が必要にも関わらず、人材探しは学校任せになっています。働き甲斐のある介助員制度にして、増員を図ってほしいです。	これまで、人材を確保するために、あだち広報および区ホームページ等で募集を呼び掛けていましたが、今後は情報提供先の拡大等を図り、人材確保に努め、負担軽減を図っていきます。
115 特別支援教育に関するご意見	介助員の申請をする際、申請理由も介助員の項目に沿って書いたが、電話で「それでは申請が通りません」と言われ、基準を聞くと「他害のあるようなお子さんです。」の一点張りで話をきいてもらえませんでした。また、申請が通つてもその後の人員は自校で探して下さいと言われ、申請が通らない理由は介助員の不足にあると分かりました。このため、介助員の人員の増員をお願いしたいです。	介助員配置の可否にあたっては、子ども一人ひとりの教育的ニーズを考慮し、必要に応じて介助員を配置しており、今後も継続していきます。そのため、人員の不足を、否認とする理由にはしていません。 なお、学習の補助のほか、著しい暴力行為に対して、身を挺して止めること等は介助員業務の対象外です。そういう理由による申請の場合は再検討をお願いしています。また、普段の学校生活上の工夫で状況の改善が見込まれる場合は、専門家の派遣等を提案しています。
116 特別支援教育に関するご意見	他区の介助員は足立区よりも優遇されているため、交通費の支給や時給のアップなどの待遇面での改善を区が行い、介助員がもっとたくさん各校に配置される状況を区が作る必要があります。	介助員は令和2年度より会計年度任用職員に移行しますので、その制度の中で、交通費を支給する等の待遇面の改善を行いますので、他区と同等の見込みとなる予定です。また、介助員を募集する情報提供先の拡大等を図り、人材確保に努めています。
117 特別支援教育に関するご意見	成果指標「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導を実践している教員の割合」を5年間で100パーセントにするという数値目標がとても曖昧です。小学校と中学校各々にモデル校をスタートさせ、イメージを具体化させて発信してほしいです。	ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学校教育の構築について、令和元年10月から、外部委員を加えた特別支援教育検討委員会で、研修内容の見直し、指導法、環境などの課題解決に向けて協議を始めました。今後、学習環境等を整備していくとともに、研修計画に沿ってICT機器を活用した指導を推進し、活用できる教員を増やしていきます。
118 特別支援教育に関するご意見	ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導を実践するためには作成準備等に時間も人手もかかります。担任にそのような作業を行う時間はありません。介助員を各支援学級に1人以上配置し、授業準備以外の仕事の補助をしていただきたいです。今の働き方では限界があります。	ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学校教育には、授業の改善のほかにも、環境の整備やタブレット端末などのICT機器を活用した分かりやすい情報提示なども含まれます。特別支援教育検討委員会で協議を重ねて、できることから教育活動に生かせるようにしていきます。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
119 特別支援教育に関すること	特別支援学級の教科書選定にあたっては、担任の意見が反映されるようにして下さい。選定委員の方は児童の実態を知らずに意見を出され、希望する図書(教科用一般図書)を変更するように指導され困っています。	特別支援学級の教育課程は、小学校・中学校の学習指導要領に準じて編成され、特に必要がある場合は特別の教育課程によることができます。 したがって、まず検定教科書の採択の適否と文部科学省著作教科書の使用の適否を検討した上で、一般図書の採択を考慮していきます。 各特別支援学級設置校校長が選定する一般図書の採択については、小・中学校長を含めた委員で構成された、特別支援学級で使用する教科用図書を審査する図書委員会において、適正であるかを審査しております。
120 特別支援教育に関すること	区立特別支援学級の大規模学級の解消を、早急に手をつけていただきたい。 連合の行事を現場の先生方、保護者の努力で続けているが、3学級校やそれに近い学級の参加の仕方など支障があると聞いているが、支障があるから行事を止めるのではなく、教育内容を充実するためにも、適正な規模を追求していただきたい。 また、20名以上の学級だと日頃の児童の把握、日課の流し方、保護者対応の担任間の共通認識など不充分さが予想できる。	学級の新設にあたっては、No.111の回答をご参照ください。また、在籍児童・生徒数が偏ることのない体制を目指していきます。 スポーツや学習発表等の連合行事については、在籍する児童・生徒が自分の力を試したり、自分を表現するうえで、大切な機会と捉えています。適正な規模で実施できるよう各連合を支援していきます。
121 いじめに関すること	区の2013年の「いじめに関する第三者委員会による調査報告書」によると、子どものいじめ自殺防止のために「『教員の事務作業の削減』と『教員数の増員』によって教師に物理的精神的な余裕ができれば、いじめの早期発見に必要な『感じる力』が養われる可能性が高くなる」と指摘されているが、教職員の仕事の見直し、無駄な仕事の精選が行われておらず、まずは手をつけるべきです。そして、教員と児童生徒が触れ合える時間を作り出すべきです。そのことで、早期発見・早期対応が可能になります。	子どもたちと触れ合う時間を増やすことで、教員が子どもたちの変化に気づくことができ、いじめの早期発見・早期対応に有効であると考えます。そのため、時間外の電話対応軽減、私費会計担当の非常勤職員配置、重複調査の精選など、教員の働き方改革に取り組みつつ、学習支援員、生活指導員などの人材の配置も行っています。
122 いじめに関すること	いじめに関する成果指標について、そもそも児童・生徒に肯定的な回答をする割合のアップを求めていることに問題があります。数値は結果としてつくるわけで、区がどのような支援を行うのか、具体的に示すべきです。	子どもたちに「いじめはどんなことがあってもいけないことだ」という意識をもたせることが重要であると考えます。学校訪問を通して実態を把握し助言を行ったり、いじめ防止研修を実施したりする等、具体的な取り組みを行っています。今後もいじめの対応については、教育委員会が必要に応じて学校に支援を行っていきます。
123 いじめに関すること	現在いじめられている児童・生徒が安心して相談できる場所や方法をあちこちにつくる必要があります。	いじめで困っている児童・生徒が相談先を見つけることができるよう、現在、区立学校の全児童・生徒に「足立区いじめ110番」を明記したカードを配付しています。また今後は同趣旨のクリアファイルの配付も検討しています。 引き続き子どもたちには、相談できる場所をわかりやすく伝えていきます。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
124 学校適正規模に関すること (全体)	学校を少なくするのは反対です。学校は地域の宝です。防災の避難所にもなる。	学校の統合の目的は、児童・生徒数の適正規模化と施設更新により、子どもたちの教育環境の向上を図ることです。 義務教育という大切な時期に、適正な児童・生徒数の集団生活の中で、互いに認め合い、助け合い、競い合いながら成長できる教育環境を整えることが、人間力の育成と学力向上を図ります。 また、現代の学びに合わせた校舎に更新することで、学校生活をより充実させることができます。
125 学校適正規模に関すること (全体)	少人数の学校こそ、一人ひとりの生徒に目が行き届き、人格形成、学力向上でも成果を上げています。小さな学校を潰す学校統廃合は百害だけです。住民にとって、災害時の避難場所もなくなります。	学校統合に伴う避難収容人数の確保については、統合新校舎や学校跡地の活用も含めて確保してまいります。 統合校における登下校の安全対策については、従来の安全マップの作成や地域の皆様の見守りなどのほか、学童擁護員の増員や防犯カメラの増設などの新たな安全対策を講じて、子どもたちや保護者の皆様の不安を軽減していきます。
126 学校適正規模に関すること (全体)	令和3年度に学校の統廃合に関する決定をするということですが、以下のため反対です。 ①昨年の台風の時、避難者があふれた所や、うまく機能しなかった所があると聞いており、身近に避難所があることは安心につながります。 ②通学距離が遠くなることは登下校中に事件に巻き込まれるといった危険が広がることにならないでしょうか。近所さんが見守ることができる範囲が良いと思います。	

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
127 学校適正規模に関すること（全体）	<p>新田学園は大規模で大変なことになっているようですが、さらに他の学校の統廃合を進めようとしていると聞きました。次の点から今ある学校を統廃合しないでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 小・中規模学校だと児童・生徒と大人がしっかり向き合え、また、大人同士も意思疎通ができます。さらに、教育活動・大きな行事のほかあらゆることに、ゆとりをもってでき、集合解散や避難なども時間が短くて済みます。特別教室や校庭・体育館等の使い方にも余裕ができます。</li> <li>② 運動会など、学校を基盤とした交流活動がなくなり地域がさびれます。</li> <li>③ 児童の通学距離・時間が長くなることで負担となり、特に学童や放課後教室からの帰りが遅い子や低学年の子が学校からの距離が遠くなることはかわいそうです。</li> <li>④ 廃校により区民の避難場所も遠くなり、避難をあきらめてしまう高齢の方もでてきます。昨年の洪水警報による避難からの教訓を活かしてください。</li> <li>⑤ 投票所が減り不便になると棄権する人も出でてきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 小規模校においては、クラス替えができない、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない、運動会や学芸会などの学校行事の教育効果が下がる等の課題があります。そのため、年少人口の推移や施設更新の時期等を総合的に勘案しながら、可能な範囲で学校の適正規模化に努めています。</li> <li>② 統合校が、これまで受け継がれてきた両校の歴史や文化を融合させ、地域コミュニティの核となり、地域から愛される学校となるように今後とも取り組んでいきます。</li> <li>③ 通学時間・距離については、子どもたちの生活面・安全面・体力面を考えた上で、総合的に判断して目安を定めています。通学にかけられる時間をおおむね30分以内とし、小学校低学年がゆっくり歩いた場合の分速40メートル、中学生がゆっくり歩いた場合の分速60メートルから、小学校はおおむね直線で1,200メートル以内、中学校はおおむね1,800メートル以内という基準を設けています。</li> <li>④ 震災時の第一次避難所につきましては、学校施設の動向にあわせて、避難所の再編を行っています。避難想定人口や跡地利用の方針を踏まえたうえで、区から再編案をお示しし、町会・自治会や避難所運営会議など、地域の皆さんにご相談・ご説明しながら進めています。 再編後の避難所は、あだち広報や地域の掲示板、回覧板等を活用し、可能な限り具体的に地域の皆さんに周知します。 水害時に避難できる施設につきましても、小・中学校のほか、災害協定の締結などに基づき、民間施設などにも避難できるよう、調整を進めています。</li> <li>⑤ 統廃合により既存の投票所が廃校となった場合も原則、投票区の削減は行わずに投票区域内の他の学校、住区センター等の公共施設を投票所として選定してまいります。</li> </ul>

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
128 学校適正規模に関すること (全体)	<p>学校の統廃合は反対です。</p> <p>学校が近くにあることにより若者の所帯が住みやすく、街の発展の土台になります。</p> <p>東日本大震災の時、不安で外に出ましたが、中学生が皆の集まる公園に連れて行ってくれ、また、泣き出した子もいた場を和ませていて、学校は地域の中心に存在していることを実感しました。</p> <p>桑袋の子ども達は橋を2つも渡り、低学年の足では40分もかけて桜花小学校へ通学しています。また、その地域の住民は遠くの投票所へ行く必要があり、特に高齢者は歩くのが大変で選挙権の行使が困難となりました。</p> <p>学校は避難所としても大切です。昨年の様な台風はいつでも起こります。</p> <p>統廃合は子どもの数の変動により行うべきでなく、その地域の中心に置く考えに立ってもらいたいと思います。例えば、空き教室を学童保育室や保育所、介護施設、診療所、子ども食堂等として活用してほしいです。また、交通に便利なコミュニティバスなどを走らせ、子どもと老人が住みやすい街づくりをめざしてもらいたいです。</p>	<p>通学時間・距離については、子どもたちの生活面・安全面・体力面を考えた上で、総合的に判断して目安を定めています。通学にかけられる時間をおおむね30分以内とし、小学校低学年がゆっくり歩いた場合の分速40メートル、中学生がゆっくり歩いた場合の分速60メートルから、小学校はおおむね直線で1,200メートル以内、中学校はおおむね1,800メートル以内という基準を設けています。</p> <p>学校統合に伴う避難収容人数の確保については、統合新校舎や学校跡地の活用も含めて確保してまいります。</p> <p>空き教室の教育目的外への利用は、国からの補助金等を利用して学校を建築している関係上、基本的には制限されております。しかし、社会情勢や地域情勢の変化に応じた利活用は今後必要となると考えられるため、各関係所管と検討を進めてまいります。</p> <p>コミュニティバスにつきましては、足立区総合交通計画(令和元年11月策定)に基づき日常の移動に関して不便度が高い地区で、バス等の交通手段の導入を地域、行政、バス事業者と連携して検討しています。</p>
129 学校適正規模に関すること (全体)	<p>区のガイドラインは「子どもたちの小学校の通学距離を800mから1200mに長くし、子どもたちにとって危険」「1200mは直線距離であり、実際の通学時間40分以上かかる」「避難所が減らされるのはおかしい」など快適・安全・安心ではなく、子どもたちを危険にさらす計画であり撤回すべきです。</p>	<p>通学時間・距離については、子どもたちの生活面・安全面・体力面を考えた上で、総合的に判断して目安を定めています。通学にかけられる時間をおおむね30分以内とし、小学校低学年がゆっくり歩いた場合の分速40メートル、中学生がゆっくり歩いた場合の分速60メートルから、小学校はおおむね直線で1,200メートル以内、中学校はおおむね1,800メートル以内という基準を設けています。</p> <p>統合校における上下校の安全対策については、従来の安全マップの作成や地域の皆様の見守りなどのほか、学童擁護員の増員や防犯カメラの増設などの新たな安全対策を講じて、子どもたちや保護者の皆様の不安を軽減していきます。</p>
130 学校適正規模に関すること (全体)	<p>大きな学校は、「管理に重き」を置き、主体性を育てることができず、小さな学校は、「子どもたちが主体的に考え自分の運命に対する支配感」を育むことができます。</p> <p>「学校規模の基準を250人以下にする。1学年1クラスでも学校は存続させ、将来は全学年1クラスの小さな学校を目標とする。当面、これ以上学校を減らさない(避難所としても必要なため区議会で統合が決まっている学校も凍結する)。」必要があります。</p>	<p>小学校では、最低限クラス替えができる各学年2学級以上が必要であるため「1学年2~4学級の12~24学級(児童数は340人~760人)」を、中学校では同じ地域の小学校2校程度から1つの中学校に進学することを想定して「1学年4~8学級の12~24学級(生徒数は370人~840人)」を適正規模としています。</p> <p>区立小・中学校を適正な規模にし、教育環境を可能な限りすべての小・中学校で同じように提供していくため、今後も適正規模・適正配置事業に取り組んでいきます。</p>

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
131 学校適正規模に関すること (花畠)	<p>花畠中と花畠北中の統合をやめてください。</p> <p>中学生が3本の河川を渡って30分かけて毎日通学するということは大変です。また、区は進んで学業に取り組み易い条件をそろえるところ、通学に時間を要することは学業やクラブ活動の時間が短くなることになるため、やるべきではありません。</p> <p>さらに河川に囲まれた花畠地域で洪水が心配なことから、住民が安心して避難できる一番の場所である学校を住民の近くに残しておいてください。</p>	<p>花畠地域の適正規模・適正配置については、今年度実施している人口推計を見極めたうえで、来年度詳細に検討し、令和3年度に方針を決定する予定です。現状では、小規模傾向にある花畠北中学校と花畠中学校の改善を図る必要があると考えています。</p> <p>方針である適正規模・適正配置実施計画(案)を策定後には、関係町会・自治会、開かれた学校づくり協議会、保護者の皆様に丁寧に説明し、地域の意見を出来る限り反映してまいります。</p> <p>また、学校統合に伴う避難収容人数の確保については、統合新校舎や学校跡地の活用も含めて確保していきます。</p>
132 学校適正規模に関すること (花畠)	花畠地域の小・中学校の統廃合はやめる。	
133 学校適正規模に関すること (花畠)	<p>花畠地域では新築住宅が増えていること、桑袋小が廃校になって川を3つも渡って桜花小に通ってきてのこと、台風で避難してきた人もたくさんいたことに加え、学区域が広がると新田のようになりかねないため、統廃合はやめてください。</p> <p>学校を自由に選ばせ、人数の多い少ないで統廃合しているとしたら、地域の機能も壊れる。学校を壊して一緒にすればマンモス化は避けられず、一人ひとりに目が行き届かなくなり、かつてのベビーブームの時のような“荒れ”も生まれるかもしれません。</p>	

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
134 学校適正規模に関すること (花畠)	新田学園は教職員、生徒であふれかえった学校です。体育でベランダを走る、遠くの校庭にバスで通うなど、ありえないことです。生徒が増えるから統廃合しないで、という区民の声を無視し、今になって人口推計を誤った、と言っている。ならば、速やかに校庭を予定している所などに、新しい学校を作つてほしい。このままでよいとは思っていないか。	
135 学校適正規模に関すること (新田)	新田学園のマンモス校の解消を検討すべき。新聞報道で、改善策として1～4年生(支援学級も)の体育の授業を元の新田小学校校庭にバスで往復して行う計画があると聞いたが、予算を使ってのこの施策は小手先ではないか。子どもたちの学校生活が貧しいのでは申し訳なく思います。今を生きる子どもたちに最善のものを用意していただきたい。抜本的に思い切った分離を検討してこそ評価できます。	
136 学校適正規模に関すること (新田)	新田学園は2013年から校庭のない第二校舎で、1年から4年の児童950人が生活しています。足立区は2022年には2210人、62学級になると予測していますが、これは文科省が「速やかにその解消を図るよう設置者に促している過大規模校31学級」の2倍であり、安全、教育上の問題が山積しています(同様のご意見を外1件いただきました)。	新田学園が適正規模を超えて、児童・生徒や保護者、地域の皆様にご心配とご不便をおかけしていることについてお詫び申し上げます。 当面、運動施設の不足に対応すべく、学校や地域の方々と検討を重ね、旧新田小学校跡地に第二校庭を整備することとしました。今後とも新田学園の教育環境の向上を目指し、児童・生徒数の推移を見極めながら、取り得る最善策を講じてまいります。
137 学校適正規模に関すること (新田)	全国的に最もひどい環境にある新田学園の1800名を超える過大規模校に対する施策が何も示されていません。すみやかに適正規模にするための、分校設置、学校自体の分割を行うべきです(同様のご意見を外1件いただきました)。	
138 学校適正規模に関すること (新田)	足立区基本計画(施策4)、戦略2適正規模・適正配置を掲げながら新田学園の大規模校をどうして放置しているのでしょうか。旧新田小の跡地がそのまま残っているので早急にもう一校新設すべきです。身体を動かすことが大好きな子どもたちが休み時間に思いきり遊べない学校など考えられません。今の子どもたちはそのままにして子どもの自然減を待っているとすれば、あまりに無策だと言わざるを得ません。	
139 学校施設等に関すること	学校は地域の大切なコミュニティセンターとして大切である。身近な駆け込み寺であり、有人管理施設にすべきである。災害の避難所、選挙の投票所、スポーツ・文化の場として大切である。	学校施設は地域コミュニティの場として重要な役割を担っているため、地域の皆様に体育館・校庭等を開放し、活用を図っていただいておりますが、学校施設の有人化管理につきましては、多額の費用を要するため、機械警備としております。 また、災害時には円滑に地域の避難所として運営できるよう、体制の再構築を検討しております。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
140 学校施設等に関すること	校舎内に避難する場所が確保できるよう早急に検討して頂きたいです。	災害時の避難所としての学校施設運営につきましては、昨年の台風上陸時の教訓を踏まえ、現在、体制等の再構築を検討しております。
141 学校施設等に関すること	スポットクーラーが昨年導入されたが、設備の老朽化が目立つ学校、面積によって設置できない学校があったり、設置により衛生面に影響が出る学校もあると思うので、エアコンや換気設備の充実をお願いしたいです。	給食室へのエアコン設置等につきましては、当面の対策として2台のスポットクーラーを各校に配付し、学校ごとの実情に即した運用をお願いしておりますので、ご理解をお願いいたします。 なお、今後改築を行う学校につきましては、順次エアコンを整備していきます。
142 学校施設等に関すること	空調施設の計画に給食調理室が入っていません。働き方改革、労働者の健康安全面からも早急に改善してほしい。	
143 学校施設等に関すること	夏場の給食室の温度は安全な給食の提供に適しているとは言えない環境となっています。施設の改善計画に給食室も加えてください(スポットクーラーでは不十分です)。	体育館へのエアコン設置につきましては、活動指標一覧への掲載上、目標年度である令和6年度、設置完了100%の記載となっておりますが、令和2年度中に全小・中学校に設置予定となっております。 また、給食室へのエアコン設置につきましては、当面の対策として2台のスポットクーラーを各校へ設置しておりますので、ご理解をお願いいたします。 なお、今後改築を行う学校につきましては、順次エアコンを整備していきます。
144 学校施設等に関すること	体育館のエアコン設置完了は、令和2年度までに100%のはずです。また、給食室のエアコン設置は、調理員の体調維持のためにぜひとも必要です。	
145 学校施設等に関すること	食育の一環として、児童から見えるように大きく、衛生管理のために開かない窓が増えているが、これだと室温が高くなり、夏場は具合が悪くなる調理員が続出しているため、給食室内にエアコンを取り付けてください。23区では大半の区で全校設置されています。	
146 教員の働き方改革の推進に関すること	私費会計事務を処理する事務職員も正規として頂きたいです。個人情報にもかかわる仕事であり、守秘義務があります。足立区の会計事務は複雑すぎる所以簡素化してほしいです。	私費会計事務(給食費・教材費)を担う人材につきましては、非常勤職員ではありますが、地方公務員法上守秘義務が定められ罰則の適用もあり、常勤職員と同様です。さらに、任用当初より、研修や事務説明会において、個人情報保護に関する守秘義務等の遵守について厳しく伝えていました。 会計事務については、正確性追及のため、現在の事務処理としていますが、事務の標準化など適宜改善に努めています。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
147 教員の働き方改革の推進に関すること	タイムカードが、正しく印字されるよう、不正・データ改ざんが起きないようにしてほしい。	正確なデータの蓄積は、長時間在校の実態を把握する上で不可欠であり、今後も、校長及び副校長に対し、出退勤時間の正確な把握について注意喚起をしていきます。
148 教員の働き方改革の推進に関すること	教職員の長時間過密労働を解消するためには、人員を増やすしかありません。サポートやボランティアのように指示されても指導できない人員ではなく、自分で責任をもつて生徒と関わる、正規の職員としての人員増を望みます。業務の削減も大事ですが、生徒との関係を大事にする人を増やす方向での「働き方改革」を望みます。いじめ対策にも、やはり大人の目が行き届いていることが大切だと思います。	教員の増員について、今後も引き続き都教委に要望していくとともに、授業研究や子どもたちの対応などに十分な時間を充てられるよう、こうした業務以外を非常勤の配置等により支援し、教員の長時間在校の解消と、一人ひとりに寄り添った教育活動を進めてまいります。
149 教員の働き方改革の推進に関すること	教員一人ひとりが、自身の心身の健康の保持・増進を図るとともに、子どもと向き合いより良い授業を行うための充分な時間を確保するため、教員の負担軽減に向けた環境整備が課題とありますが、どのように具体化しますか。	平成31年2月に「足立区立学校における教員の働き方改革実施方針」を策定し、平成31年4月以降、以下の具体策を実施しています。 ① 出退勤システムの導入による出退勤時間の記録 ② 私費会計(給食費・教材費)業務を担う人材(非常勤職員)配置 ③ 夜間等、時間外における外部電話対応機器導入 ④ 一斉退校日の設定 ⑤ 部活動指導のための人材配置 ⑥ 重複調査等の防止 ⑦ 特に多忙な副校長の業務支援のための人材配置モデルの継続等(モデル校2校のみ)。 教員が子どもたちと向き合う時間を十分にもち、一人ひとりに寄り添った教育活動を継続していくことができるよう、今後もこれらの具体策を推進し、負担軽減に向けた支援を図ってまいります。
150 教員の働き方改革の推進に関すること	業務量の大幅改善の施策を示してください。	① 出退勤システムの導入による出退勤時間の記録 ② 私費会計(給食費・教材費)業務を担う人材(非常勤職員)配置 ③ 夜間等、時間外における外部電話対応機器導入 ④ 一斉退校日の設定 ⑤ 部活動指導のための人材配置 ⑥ 重複調査等の防止 ⑦ 特に多忙な副校長の業務支援のための人材配置モデルの継続等(モデル校2校のみ)。 教員が子どもたちと向き合う時間を十分にもち、一人ひとりに寄り添った教育活動を継続していくことができるよう、今後もこれらの具体策を推進し、負担軽減に向けた支援を図ってまいります。
151 教員の働き方改革の推進に関すること	教員の働き方改革の一層の推進を求めます。	① 出退勤システムの導入による出退勤時間の記録 ② 私費会計(給食費・教材費)業務を担う人材(非常勤職員)配置 ③ 夜間等、時間外における外部電話対応機器導入 ④ 一斉退校日の設定 ⑤ 部活動指導のための人材配置 ⑥ 重複調査等の防止 ⑦ 特に多忙な副校長の業務支援のための人材配置モデルの継続等(モデル校2校のみ)。 教員が子どもたちと向き合う時間を十分にもち、一人ひとりに寄り添った教育活動を継続していくことができるよう、今後もこれらの具体策を推進し、負担軽減に向けた支援を図ってまいります。
152 教員の働き方改革の推進に関すること	現在のビジョンに示されている業務を各学校に要求する以上、区は現在の学校の取り組みの何を削って教員の長時間労働を解消させるつもりなのか何も示されていません。	① 出退勤システムの導入による出退勤時間の記録 ② 私費会計(給食費・教材費)業務を担う人材(非常勤職員)配置 ③ 夜間等、時間外における外部電話対応機器導入 ④ 一斉退校日の設定 ⑤ 部活動指導のための人材配置 ⑥ 重複調査等の防止 ⑦ 特に多忙な副校長の業務支援のための人材配置モデルの継続等(モデル校2校のみ)。 教員が子どもたちと向き合う時間を十分にもち、一人ひとりに寄り添った教育活動を継続していくことができるよう、今後もこれらの具体策を推進し、負担軽減に向けた支援を図ってまいります。
153 教員の働き方改革の推進に関すること	教職員の働き方改革の推進～教職員の過密労働を真に改善するには正規の教職員を増やすことが前提で、独自に予算化していただきたい(同様のご意見を外1件いただきました)。	区独自の教員採用につきましては、人材の確保、将来的な財政負担ならびに勤務条件の整備等の課題があるため、区独自で教員を採用することは現時点では困難であると考えます。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
154 教員の働き方改革の推進に関すること	産休代替、病休代替、体育軽減講師が見つからず、欠員がでている学校をなくす努力をしていただけないでしょうか。	近年の顕著な教員不足については、都教委も深刻に受け止め、人材確保に努めているとのことですが、欠員の補充が遅延することのないよう、引き続き都教委に対して繰り返し要望しています。 また、区教委としても、大学等の関係機関や各種説明会等の機会を通じて情報収集を行っているほか、区HPに人材募集を掲載するなどしており、今後も教員として適切な人材確保をする努力を続けていきます。
155 教職員に関すること	教員の1年間を通じての変形労働時間制を、足立区で実施しないでください。教員は、病気、休職、通院、子どもを含む家庭の仕事など抱えています。他の職種より、それは厳しいものです。仕事量を減らす、教職員の人数を増やすこそ、本当の解決です。区民や職員団体の意見を十分聞き、話し合ってください。特に職員団体との話し合いがなければ、それは労働基準法違反です。なぜなら、勤務条件を大きく変えることになる案件であり、労基法で、職員団体との話し合いを義務付けているからです。	令和元年12月4日に、変形労働時間制を公立学校の教員にも適用可能にする改正教職員給与特別措置法が可決・成立しました。 今後の東京都条例の改正も含め、引き続き国、都の動向を注視していきます。
156 教職員に関すること	1年単位の変形労働時間制の導入の条件は、①繁忙期と閑散期があること。②恒常的な時間外労働がないこと。③1か月前に事前に勤務時間を示すこと④それによって年間平均週40時間の勤務が保てるなどですが、現在の学校現場は、1年中長時間過密労働であり、実施する条件が存在しません。導入してもさらに長時間過密労働になるだけですので導入しないことです。	
157 学校運営に関すること	学校現場が、教員同士のいじめ、管理職からのパワハラ、管理職も区教委からの「支援・指導」もあり、人権が無視されている学校がいくつもあります。そういうことを無くし、個人個人が尊重され、「もの言う自由」自由な議論ができる職場にすることです。それによって教職員の「協同性」が生まれ、子どもたちの人権も守れるのです。	教員が信念をもち、子どもたちに自信をもって関わり、指導をしていくことは、高い教育効果が生まれると考えます。そのためには教員が自己の力を充分に発揮できる、働きやすい職場環境が必要です。 引き続き研修等を通して、教員の人権感覚を高め、一人一人の教員が尊重されるよう、努めてまいります。
158 学校運営に関すること	先生方が、例えば自分のクラスの子ども、授業で行った他クラスの子の問題点や、気がかりなことを、お互いに自由に話せる関係を作ることが大切である。管理職に相談し、それで解決するなどは教員の力を育てません。上意下達の学校運営のやり方こそ改善すべきである。また、先生方が相談できる心のゆとりを作るためにも、教職員の人数増は必要である。	教員に対する指導については、管理職からはもとより、教員間でも指導力を高め合う取り組みが行われており、その中で児童・生徒理解についての情報も共有されています。 また、教員の心のゆとりをつくるため、教職員を増やすことも必要な視点であると考えておりますので、引き続き東京都教育委員会へ教員の増員を求めると共に、区としても学校を補助する人材の確保などを進めていきます。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
159 学校運営 に関するこ と	<p>児童・生徒の成長発達、問題解決に直接に当たっているのは、現場の教師なのに様々なことを強制され、目の前にいる児童・生徒の成長・発達段階に応じた指導が困難になっている。</p> <p>① 学校でやることを区教委が一方的に決め、納得できないことを強制されるという、学校の自主性を認めない。</p> <p>② 教職員の協力・共同が教育実践活動の命だが、階層化して一部の人が決定権を持ち、従うことを強制される校内体制ではこうしたものが生まれにくく、子どもと直接ふれあい指導している教師一人ひとりが孤立し、十分な力が発揮されていない。このため、豊かな教育、楽しい学校になっていないところに問題の解決を困難にさせている。</p>	<p>校長は、自校や地域の実態を鑑み、教職員の特性を充分に生かした上で、カリキュラムマネジメントの実現を図るべく、組織的に学校経営を進めており、教育委員会もそうした学校経営をバックアップすべく、各種施策を実施しています。</p> <p>今後もすべての教職員が力を発揮することのできるような学校組織作りに向け、引き続き指導、支援してまいります。</p>
160 学校運営 に関するこ と	<p>学力向上アクションプランの進捗管理に関する取り組みを一切やめます。</p> <p>学力向上は、毎日の授業の充実と各学校の自主的な補習、教員の要求に基づいた研修会を通して図っていくのであって、区が用意する補充教室等(そだち指導員やサマースクール、英語チャレンジ講座、英語マスター講座、中1夏季勉強合宿等)は子どもや現場の負担になるため、受け入れるかどうかは一切学校に任せます。放課後や休み時間を使った補習は、子どもの自由な時間を奪い、勉強嫌い、学校嫌いになっていく恐れがあり、子どもに無理がないようにします。</p>	<p>各学校が「学校経営計画」の重点的な取組事項の1つに「学力向上アクションプラン」を掲げています。各学校がそれぞれの課題に即してアクションプランを策定し、PDCAサイクルに基づき進捗管理しています。</p> <p>学習内容の定着に課題がある一定の層に対しては、区がそだち指導や民間教育事業者を活用した補習事業、勉強合宿等の事業を提供し、児童・生徒のつまずき解消に一定の効果を得ています。今後も学校支援策として機能を果していくよう改善しながら継続していきます。</p>

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
161 学校図書館に関すること	学校図書館の充実に力を入れてほしいです。子どもたちの学力の基本である豊かな知の力を身に付けるにはもっともっと学校図書館の利活用を図るべきです。図書館司書が常時配置されていることが基本で、図書館に行くと楽しい本が見つかる、疑問に思っていることもすぐ調べられる、分からぬこともすぐ聞いて教えてもらえる、そういう学校図書館を常に準備しておくことが重要なことなのだと思います。学力テストやそのための過去問をやるよりも、はるかに子どもたちの学力は向上していくのではないのでしょうか。	現在足立区においては、区立中学校では非常勤の図書館支援員を週5日配置し、区立小学校では委託事業により図書館支援員を週1日配置しており、学校図書館の環境整備や活用充実に取り組んでいます。 今後、読書活動や学習活動等様々な場面での学校図書館の利活用を進めることによって、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学びの実現」、「言語能力や情報活用能力、問題解決能力等の育成」を図り、学力の向上に繋げていきます。また、教員が学校図書館を活用した授業を展開することが重要となるため、研修も充実させていきます。
162 学校図書館に関すること	図書室に常時、司書の先生がいてほしいと思います。正規の職員を配置して頂けないでしょうか。	なお、小学校については、令和2年度から支援員の配置日数を週2日に拡充します。今後、配置日数増による効果を検証し、引き続きより効果的な学校司書のありかたを検討していきます。
163 学校図書館に関すること	中学校では学校図書館支援員の存在がとても大きいと思います。担任をもっていると、なかなか図書室に足を運ぶ時間が取れません。どうしても担任業務が主になるからです。小学校の先生はどうしているのかとても気になります。せひとも、小学校にも図書館支援員が常駐できるような財政支援が必要だと思います。支援員ではなく、正規の司書教諭を常駐させてもいいくらいだと思います。	受入可能数を決定する際は、施設面の支障が生じないよう、学校施設や給食の担当とも連携して対応しております。
164 学校選択に関すること	学校選択を教室の許容量だけで判断されるが、給食施設が安全に給食を提供するには許容量を超える事態が生じている。学校の施設全体を考えた募集人員を考えて欲しい。	学区域は、なるべく幹線道路や河川、鉄道等を越えずに安全に通学できるとの他、避難所の運営等にも関連する町会・自治会との連携を意識して設定しております。 現行の学区域を維持しつつ、地域への情報発信など小規模校の魅力ある学校づくりを支援していきます。
165 学校選択に関すること	大規模校だけでなく「小規模校」ゆえの困難さも生まれています。これには学区域の自由化に問題があると思います。もう一度、児童・生徒の実数にそって学区域を設定し、どこの小中学校に通っていても同じような教育を受けられるようにすべきでないかと思います。	学校選択制度については、平成22年度から25年度にかけて保護者や開かれた学校づくり協議会の委員を対象に実施したアンケート結果を踏まえ、平成26年度に外部委員も含めた「足立区教育改革に伴う施策の検証及び評価に関する有識者会議」で検討しました。その結果、中学校については、子どもにあつた学校を選択させたいとの保護者の多数意見を尊重して自由選択制を維持、小学校については通学の安全を重視して隣接区制に変更しました。 当面はこの決定を踏まえ、学校選択制度の下で各学校が魅力ある学校づくりを推進できるよう、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校の連携事業のほか、「学校・地域・警察連携会議」等を通じた地域力の強化、学校情報データブックや各学校のホームページを通した情報発信等の支援を進めています。
166 学校選択に関すること	中学校も基本的に学校選択制を止め、地元の学校に進学するようにします。学校選択制により大小の学校が生まれ、子どもの意識の中に大きな学校は「良い学校」、小さい学校は「良くない学校」という偏見を生み出します。また、大きな学校では一人一人を大事にすることに限界を生じ、不登校を生み出す原因にもなっている。また、地元の中学校に行かないため地域での活性化にならず、地域の町会や自治会の活動にも影響を与えています。地元の中学校が盛り上がるようになりますことにより学級数が安定し、教員もそのために頑張ることができます。	

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
167 貧困対策と就学援助に関すること	他の自治体に比べて経済的理由で就学が困難な家庭が多い足立区で、貧困の連鎖を断つ取り組みとして、就学援助施策はどうあるべきかが何も示されていない。	就学援助は、全ての児童・生徒を通じて各家庭に就学援助に関する情報を広く周知し、就学援助の対象となるすべての家庭が申請できる環境を整えることで、家庭の教育費の負担軽減を図るとともに、子どもたちが不安なく学校生活を送ることができることを目的としたものです。 就学援助により、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、義務教育を全うし、生き抜く力を身に付けることにより、貧困の連鎖を断つ取り組みにもつながるものと捉えております。
168 貧困対策と就学援助に関すること	足立区の就学援助率は、全国的には変化なく、都は微減の中、H22年を境に減少に転じ、全体で10%も減少したがその原因と方向性に対しての記載がない。足立区の貧困状況が改善して援助を必要とする家庭が10%減少したと見るとともに、それとも援助を必要とする家庭の10%に援助が届かなくなつたことの反映と見るのか。就学援助は貧困対策にとどまらず、義務教育をすべての子どもに保障する基本施策である。足立区には援助を必要とする子どもがどれだけの数存在し、その全ての子どもたちに確実に援助が届いているのかどうか。	区の就学援助率の減少理由については、堅調な景気動向や拠点開発による担税力のある世帯の転入などが主な要因であると考えています。また、経済的困難を抱える子どもたちが不安なく義務教育を全うできるよう、区は全児童・生徒を通じて家庭への周知徹底を図っていることから、支援が届いていないとの認識はございません。
169 体験活動に関すること	多様な体験と言うならば、何故、日光・鹿沼・塩原などを廃止したのか。鋸南の施設を早期に直してほしい。民宿などだけに頼る校外授業でなく、独自の設備を作成してほしい。	現在、小学5年生が鋸南、6年生が日光、中学1年生が魚沼で自然教室を行っています。主に中学2年生が実施していた塩原自然教室は、授業時数を確保するために平成16年に廃止しました。 現在、「鋸南自然の家」は台風の被害を受け、休館していますが、令和2年4月1日より再開する予定です。新たな施設を作ることは考えておりませんが、区立の校外施設である「日光林間学園」「鋸南自然の家」を利用した自然教室は今後も継続する予定です。
170 教育行政に関すること	貧困の連鎖をたち切るために、足立区の子どもたちってすばらしいねと言われる人間味あふれる豊かな感受性を身に付け、心優しい思いやりのある生き方をしてほしいと思います。 点数が低くても、学ぶ楽しさを知れば卒業してからもいくらでも自分で学んでいくと思います。とにかく自由によく話し、よく聞き、よく考える時間を子どもたちに作ってあげてください。	子どもたちに学びの大切さ、学びの楽しさを味わってもらうことは重要です。新学習指導要領にある「主体的・対話的で深い学び」をより良い形で実現できるよう、研修等を通して教員の力量を高める取り組みを行っています。今後も知徳体のバランスのとれた教育を引き続き推進してまいります。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
171 教育行政 に関するこ と	これからは、足立区が質の高い教育と、文化の街として名を残すように、教 育委員会としては、創意・工夫して頑張ってほしい。足立区には、かつて無 かつた大学が4校もある。足立の教育・文化の大きな変貌の時である。足立 区も古い経営戦略を止め、もう少し崇高な目標を立て、歴史に残る業績・人 を作りたい。それが正に本来の「ビジョン」では無いでしょうか。	ご声援ありがとうございます。今後も子どもたちが確かな学力を基に、自ら学 び、考え、課題を克服しながら人生を切り拓き、地域社会の形成者として活躍 することを期待して教育活動に創意・工夫を重ねていきます。 時代や社会の変化と共に、自治体行政の経営戦略や手法も変化いたしま す。教育振興ビジョンも、それに併せて新たな視点を盛り込んだ内容とする予定 です。
172 教育行政 に関するこ と	今、先生達が大変忙しそうに見えます。子どもと話したり笑ったりできる時間 はあるのでしょうか。学校公開、長期休業時の補習授業、学力テストも相変 わらず大きな比重を占めているようです。学ぶことの感動、喜び、みんなと遊 ぶ楽しさなど、いっぱい経験してほしいです。そんな学校であるよう教育行政 に携わる方々にお願いします。	教員の多忙化解消のため、時間外の電話対応軽減、私費会計担当の非常 勤職員配置、重複調査の精選、学習支援員、生活指導員などの人材の配置 など、学校の支援に努めながら、知徳体のバランスの取れた教育の実現に向 け、各種施策が効率的に行えるようブラッシュアップしていきます。
173 子どもの権 利条約に 関すること	日本をふくむ194ヶ国が加盟している子どもの権利条約は、子どものために 営まれる教育や教育行政でこそ重視すべきものです(国連子どもの権利委 員会の日本政府への勧告等)。子どもの権利条約で重視されていることは 「意見表明権」「余暇・休息、遊び、文化の権利」など子どもの権利を学校な どあらゆる教育の場で生かすことです。 本計画には「子どもの権利条約」の言葉さえない。子ども議会も含めた子ど もの「意見表明権」などを含めた計画を明記すべきである。	学校教育は人権教育を基盤とし、世界人権宣言から「子どもの権利条約」を 含めたあらゆる人権等に関する法令・条約・規約に基づくものとなっており、本計 画もこれを踏まえた内容としているため、改めて「子どもの権利条約」に関わる内 容については明記しておりません。
174 貧困対策 に関するこ と	2016年1月、足立区は子どもの貧困対策が教育大綱の2つの柱に位置 付けられていきましたが、今回の素案には「子どもの貧困対策」という文言が消 えています。全体として後退しているのではないか。	区の教育大綱の実現に向けた2つの柱のひとつである「貧困の連鎖を断ち切 る教育」とは、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、全ての子どもたちに学 力を保障する取り組みを実現し、子どもの将来の選択肢を増やし、社会人として たくましく生き抜く力を育む取り組みであると考えております。
175 貧困対策 に関するこ と	本計画は「足立区教育大綱の基本理念の実現に向け」たものとして位置付 いているが、大綱がかけた「貧困の連鎖を断ち切る教育」への視点と具体 的施策は、計画からはほぼ完全に欠落しており、この視点で書かれたビジョン と読みとることはできない。 「足立区教育大綱の基本理念の実現」を掲げるのであれば、少なくとも「貧 困の連鎖を断ち切る教育」の具体的施策が柱に位置づく「ビジョン」となるよ う、全面的に書き替えるべきである。その際、施策の分野毎に、貧困の課題 とのかかわりを視点として明記し、具体的な施策とその達成目標を位置づけ るべきである。	これらの具体的な取り組みを盛り込んでいる教育振興ビジョンは、区の基本計 画の施策群に基づく体系にまとめました。そのため、「貧困対策」としてカテゴライ ズされておりませんが、「貧困の連鎖を断ち切る教育」の考えは何ら変化する ことなく、取り組みも充実しております。 そこで、いただいたご意見を踏まえ、第1章の計画の位置付け・体系と、施策 2、4、5の前段に貧困対策を示す内容を追記致します。 なお、他の計画である「未来へつなぐあだちプロジェクト(子どもの貧困対策実 施計画)」には、本ビジョンに掲載のある施策・事業が貧困対策につながる取り 組みとして明記されておりますのでご参照ください。

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
176 貧困対策 に関するこ と	<p>貧困家庭の学びの支援に関する具体的な施策については、支援内容が「民間事業者」の活用ばかりに偏っている。「意欲があつて経済的に機会に恵まれない子ども」というところに支援の対象が絞られているが、「意欲が失われている子ども」が大量に作り出されているのが貧困問題の本質であり、貧困が連鎖するのもそのためである。「民間事業者活用」ではこの問題の本質に切り込む施策にはならない。</p>	<p>学ぶ意欲を喚起していくためには、新たな知識を得たり、できることが増えたりする楽しさに気づき、自らの成長を実感できることが重要だと考えます。そのため、「わかる授業」「魅力ある授業」づくりを一層進めます。</p> <p>また、民間事業者を活用した施策は、学校が行う個別の補習等を補完するために実施しているものであり、児童・生徒一人ひとりの状況に合わせたきめ細かい支援によって、つまずきを早期に解消して意欲の減退を防ぎ、貧困がもたらす負の連鎖を断ち切るよう努めていきます。</p>
177 教育施 策への提 言	<p>足立区の教育行政は、肝心なところで原因と真剣に向き合わなかつた結果、対策を講じても根本的解決にはなつていない状況がある。</p> <p>①なぜ不登校の児童・生徒が多くなったか原因を明らかにしていない、②区教委のやっている施策によって長時間過密労働になっているのは事実で、そこに向き合い減らしていない。また、教員が絶対的に不足している原因にもメスを入れていない③教育条件整備の課題を、経済を優先し後回しにしている考え方、学校規模と学級規模を「大きい方が、多い方がいい学校、いいクラス」的な発想(世界的には遅れた発想)があつて教育条件を良くする課題と向き合っていない。</p>	<p>これまで、教育委員会としましては、各課題に対してその解決が図れるよう、様々な取り組みを進めてまいりました。今後もエビデンスに基づく施策・事業の企画立案、改善に努めていきます。</p> <p>いただいた意見を真摯に受け止め、子どもたちとその環境をとりまく様々な課題の着実な解決が図れるよう取り組んでまいります。</p>
178 指標に 関すること	<p>施策1-戦略1の豊かな心の育成における成果指標の数値目標の設定根拠が分かりません。</p> <p>① 成果指標1 「足立区学力定着に関する総合調査」で小学生及び中学生が「自分にはよいところがあると思う」に肯定的な回答をした割合 小学生:72%(H30)→77%(R6) 中学生:62%(H30)→70%(R6)</p> <p>② 成果指標2 「全国学力・学習状況調査」で小学6年生及び中学3年生が「人の役に立つ人間になりたいと思う」に肯定的な回答をした割合 小学生:93%(H30)→95%(R6) 中学生:92.3%(H30)→95%(R6)</p> <p>③ 成果指標3 「全国学力・学習状況調査」で小学6年生及び中学3年生が「学校のきまりを守っている」に肯定的な回答をした割合 小学生:86.3%(H30)→90%(R6) 中学生:93.3%(H30)→95%(R6)</p>	<p>自己肯定感や、規律性を身に付けていくことは重要との視点から、以下の考えのもとで令和6年度目標値を設定しています。</p> <p>① 成果指標1 これまでの5年間の実績値を踏まえ、令和6年度の目標値を設定しています。なお、小学校段階からの道徳教育などの継続的な取り組みが中学校段階での意識の高まりにつながると考えていることから、中学校の目標値の上げ幅を小学校よりもやや高い数値としています。</p> <p>② 成果指標2 平成30年度の同調査で肯定的に回答した全国平均値(公立)と同程度を、目標値として設定しています。</p> <p>③ 成果指標3 平成30年度の同調査で肯定的に回答した全国平均値(公立)と同程度を、目標値として設定しています。</p>

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
179 指標に関すること	<p>全体に、根拠の薄弱なあるいは、目標に特別な意味を持たないような数値が、5年間の目標値として掲げられている。予算措置をすれば100%が実現できるものと、とりくみに特別の戦略や努力が必要なものは、区別してそれを明確にしなければビジョンの意味がない。また、誤差の範囲のような数値目標や、基準年が1年ずれると目標が意味をなさないような数値目標が多すぎる。一方、特別のとりくみを戦略的に進めて、5年後にその達成を目指すといった戦略的な施策はほとんどないといえる。</p> <p>単なる数字合わせの数値目標は、政策文書にふさわしくない。杜撰な目標数値は全て削除すべきである。意味のある目標数値として出しているのなら、パブリックコメントを求める以上、その根拠を資料として提供する責任がある。区民には、根拠のある目標値なのか、単なる数字合わせなのかを判断する材料が示されていない。</p>	<p>「指標」は活動(アウトプット)や成果(アウトカム)がどれだけあったかを判断する水準を示します。掲載の活動指標と成果指標は、各担当課が基準年度(平成30年度)を含めたこれまでの実績値や、全国の数値等を根拠にし、5年後の実現可能な目標値を設定しております。</p> <p>予算を費やすことで達成できるものがあるように見えるかもしれません、区の働きかけや調整などの地道な取り組みを要するものとなっております。今後も全力で指標達成に向けた努力を続けていきます。</p>
180 指標に関すること	<p>数値目標に縛られて報告だけで事務量が増えています。条件整備などを除いてすべて区に報告しなくても良いとし、指導は、現場に任せるようにします。</p>	<p>エビデンスに基づく政策立案の施策の実現に向けては、各学校から提出いただく数値等が不可欠です。</p> <p>調査の実施にあたりましては、各学校の負担を少しでも軽減できるよう、重複調査の防止や調査の簡素化を図るなどの配慮をし、現場と共に良い教育活動を展開してまいります。</p>
181 指標に関すること	<p>憲法上「教育は教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するもの」としました。したがって、教育は、「子どもの学習権」の充足を第一義に考え、「教師と子どもとの直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行わなければならないと言う教育の本質的要請」から他の一般行政と切り離し、独立性が求められている。本計画に「成果指標」を設定し、進行管理を都市経営にそったPDCAサイクルにもとづく事業展開を行うことは、教育の本質から見た場合、目先の「成果」を追い易く、かえって副作用的な弊害が生まれやすい。</p> <p>戦略にもとづく成果指標・PDCAなどの手法ではなく、教育の本質から、区教委自らの人的支援、財政支援が不明確であり、そこをもっと具現化すべきである。</p>	<p>効果的・効率的な教育施策の実現にあたっては、施策を進めて行く中で見えてきた成果・課題を明確にし、その改善や見直しを進めることができることから、エビデンスに基づくPDCAサイクルの活用は非常に有効であると考えます。</p> <p>本計画は、今後5年間に区の教育行政が取り組むべき施策・事業について、それぞれの現状・課題一解決方策と成果指標・活動指標を示しています。毎年、各指標の達成度を中心に評価と点検を行い、それぞれの施策・事業に磨きをかけながら、各戦略に基づく取り組みの着実な実施により、当初の目標達成を目指していきます。</p>
182 指標に関すること	<p>教育実践活動は、その都度、総括と方針をきちんとすることが、求められますが、足立区のPDCAのサイクルでは、数値化される成果指標・活動指標のみが評価の対象にされ、改善していくのであり、数値に縛られて、独り歩きをしている傾向があります。これは、人格形成を行う教育には、なじみません。</p>	

項目	寄せられた意見の概要	区の考え方
183 その他 (保育園)	保育園に入れない子がたくさんいる。公立保育園を増やしてほしい。民間委託で潰さないでほしい。	<p>保育施設の整備につきましては、私立認可保育所の整備等により、令和元年度中に約1,700人分の定員を拡大することで令和2年4月の待機児童解消を目指しています。このため、現時点では、公立保育園を増やすことは考えておりません。</p> <p>民営化は、長時間保育や独自カリキュラムを実施することで多様化する保育ニーズに対応できるメリットがあるため、現状や公立保育園の役割を踏まえながら進めています。</p>
184 その他 (学童保育)	学童も以前に比べると教育力が数段落ちている。正規の職員をきちんと配置してほしい。3年生以上は、とたんに学童に入れなくなるため、学童を増やし、解決してほしい。	<p>住区センター、指定管理および民設学童保育室職員に対し、専門研修を年間10回以上実施しているほか、国の基準に基づく「放課後児童支援員」の資格取得を推奨しています。こうして、学童保育室職員としての専門知識を習得させ、児童が自ら危険を回避できるようにする、主体的な遊びや生活ができるようになる、などの健全育成の充実を図っています。なお、配置職員数は、国の基準に則っています。</p> <p>また、学童保育室の待機児童解消に向けて、令和2年3月策定予定の「足立区学童保育室整備計画」に基づき、需要が多く見込まれる地区に学童保育室を増室していきます。</p>
185 その他 (生活向上)	保護者の学校参加だが、現在PTA役員のなり手が少ない。両親共働き、時間がない、経済的にも恵まれない、心のゆとりが持てないなどの状況がある。だから、区民全体の、もっと言えば国民全体の生活が向上する施策ができるようにするべきである。アベノミクスで生活は向上していません。	<p>生活向上に対するご意見ですが、教育施策に直接的な関連がなく、本計画に記載すべき内容でないことから、記述はいたしません。</p> <p>なお、PTA役員に関するご意見は、小中PTA連合会とも共有してまいります。</p>
186 その他 (文化的施設)	足立区は人口68万の区でありながら、まだまだホールが足りず、シアター1010や天空劇場は高額で利用できません。また、各住区センターで様々な団体が活動しているが、100名から300名の規模の発表会場も足りません。大師駅前にできる施設に期待しています。ぜひ利用者の声を聞いて、設計してください。	<p>区施設として、大小含めホールは5か所あります。また、学習センターは14か所点在し、区民の方々が利用できる貸室・レクホールなどがあります。趣味やサークル活動を行う文化の交流の場としての施設については、充足していると考えているため、新たな施設を作る予定はありません。</p> <p>なお、西新井大師駅前にできる施設につきましては、200名程度が収容可能な集会室を設置する予定で設計を進めております。</p>